

令和 6 年度第 2 回東松山市障害者計画等策定委員会次第

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午後 2 時

総合会館 4 階 多目的ホール B

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について 資料 1・2
- (2) 令和 7 年度実施予定アンケート等の内容について 資料 3・4・5
- (3) 第三次市民福祉プラン後期計画に係る令和 5 年度実績について
- (4) その他

4 その他

■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る今後のスケジュールについて

資料1

1 障害者計画とは（現行10年:5年ごと見直し）

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、東松山市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

現在は、第三次市民福祉プラン後期計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）が該当します。

2 障害福祉計画とは（3年ごと）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度における各種障害福祉サービスの見込み量などについて定める計画です。

現在は、令和6年3月に策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）が該当します。

なお、障害福祉計画は障害者総合支援法第87条に規定される厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めることとなっています。

3 障害児福祉計画とは（3年ごと）

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における各種障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量などについて定める計画です。

障害福祉計画と一体となって作成することができ、障害福祉計画と同様に基本指針に即して定めることとなっています。

<全体的な今後の策定予定>

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
福祉プラン		第二次市民福祉プラン											第三次市民福祉プラン										第四次市民福祉プラン								
前期・後期		前期計画					後期計画						前期計画					後期計画					前期計画				後期計画				
障害福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期			第 7 期			第 8 期		第 9 期			第 1 0 期				
障害児福祉計画													第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		第 5 期			第 6 期				

令和 6 年度～令和 8 年度【第四次市民福祉プラン、第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定】 想定スケジュール

項目	R 6 年度		令和 7 年度				令和 8 年度			
	10～12	1～3	4～ 6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
事業者募集			仕様書作成・入札		計画策定支援業務の委託					
基礎調査（当事者1,000人）										
市民アンケート（250人）										
中学生アンケート（730人）										
その他アンケート／ヒアリング ※市が実施										
施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ										
障害福祉サービスの推進方策の検討										
策定委員会										
計画策定										

	対象	方法	【R7】第四次市民福祉プラン/ 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画		【R2】第三次市民福祉プラン後期計画/ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		【H27】第三次市民福祉プラン	
			数	団体名	数	団体名	数	団体名
1	障害者	アンケート	1,000	-	1,000	-	2,000	-
2	中学生	アンケート	730	-	688	-	751	-
3	市民	アンケート	250	-	250	-	500	-
4	障害福祉サービス事業所	ヒアリング ※アンケートを取った上でのヒアリングとしたい。	※5	【※アンケート回答内容による】 ・訪問系（居宅介護/重度訪問介護） ・日中活動系（生活介護/就労継続支援B型） ・居住系（入所支援施設） ・相談支援（特定相談/地域相談） ・障害児支援（障害児相談/児童発達支援/放課後等デイサービス）	2	相談支援事業所あじさい 緑キッズ東松山	10	あんだんて 愛弘園/愛弘第一 ケアサポートラベンダー ヘルパーステーションコアラ サンフレッシュメイト 青い鳥福祉会 虹の会 緑光会 雑草授産センター/第二 いずみ会
5	障害福祉サービス事業所	アンケート	66	・児童発達支援・放課後等デイ 9 ・特定相談等（連絡会議参加） 11 ・就労移行 1 ・就労継続支援B型 9 ・生活介護（入所施設除く） 12 ・入所支援 3 ・共同生活援助（連絡会参加） 17 ・短期入所（入所施設除く） 8 ・居宅介護・重度訪問介護 10 ・行動援護 3	10	相談支援事業所あじさい 緑キッズ東松山 ヘルパーステーションコアラ サポートサービスシャローム 生活介護ともす オードリー あんだんて あかつき園 キッズランドあんず 相談支援センター雑草	7	むさしの青年寮 あーとの国 ニチケアセンター東松山 ほほえみクラブ ライフ居宅介護支援センター クリード東松山 ひまわりホーム
6	当事者団体	ヒアリング	※2	【※アンケート回答内容による】	3	ヒッキーハート ぼっぶ☆こーん 東松山市手をつなぐ育成会	9	精神障害者家族の会 障害を持つ子の親の会えんぜる 東松山手をつなぐ育成会 車いす友の会 よつ葉会（精神障害者家族会） くれよん 東松山市聴覚障害者会 ひばりが丘特別支援学校PTA 東松山特別支援学校PTA
7	当事者団体	アンケート	7	東松山特別支援学校PTA ひばりが丘特別支援学校PTA 障害を持つ子の親の会えんぜる 東松山市手をつなぐ育成会 よつ葉会（精神障害者家族会） ぼっぶ☆こーん ヒッキーハート	5	ヒッキーハート ぼっぶ☆こーん 東松山市手をつなぐ育成会 よつ葉会（精神障害者家族会） 障害を持つ子の親の会えんぜる	4	ぴあねっと ボランティアガイドヘルプ 埼玉北部東松山断酒会 ぼっぶ☆こーん
8	関係団体/機関	アンケート	12	東松山市赤十字奉仕団 比企医師会 比企広域消防本部 東松山警察署 比企都市歯科医師会 ひきねっと 民協障害福祉部会 東松山手話サークル 耳すまネット 東松山市商工会 自治会連合会 東松山子育てねっと	12	東松山市赤十字奉仕団 比企医師会 比企広域消防本部 東松山警察署 比企都市歯科医師会 ひきねっと 民協障害福祉部会 東松山手話サークル 耳すまネット 東松山市商工会 自治会連合会 東松山子育てねっと	12	東松山市赤十字奉仕団 比企医師会 比企広域消防本部 ひきねっと 民協障害福祉部会 川越観光自動車会 イグチ交通会 耳すまネット 東松山市商工会 自治会連合会（2地区） 東松山子育てねっと
9	当事者	ヒアリング	6	身体（在宅・GH）2 知的（在宅・GH）2 精神（在宅・GH）2	5	-	15	-
10	医療機関	アンケート	1	ハロークリニック	-	-	3	パンダ教室 ほしこどもおとなクリニック ハロークリニック
11	特別支援学校	ヒアリング	-	-	1	東松山特別支援学校	2	東松山特別支援学校 ひばりが丘特別支援学校
12	特別支援学校	アンケート	2	東松山特別支援学校 ひばりが丘特別支援学校	2	東松山特別支援学校 ひばりが丘特別支援学校	-	-
13	雇用事業者	ヒアリング	-	-	-	-	3	㈱エム・エル・エス ㈱リクルートスタッフィングクラ フツ ヤマト運輸㈱西埼玉主管支店
14	雇用事業者	アンケート	15	-	5	東松山医師会 東観光開発㈱ ㈱エム・エル・エス ㈱ケアサービス彩松 (有)みどりの郷あすか	14	(有)みどりの郷あすか ㈱すかいらーく東松山MDセン ター ㈱ピーカム東松山工場 ㈱アルディーシー ㈱ヒガシヤデリカ東松山工場 ユニー㈱アビタ東松山店 ㈱ウイズリサイクル ㈱松屋フーズ嵐山工場 ㈱ポテトフーズ 東松山医師会病院 ㈱ベルク砂田店 ㈱浜屋 ㈱福祉の街 こども動物自然公園管理事務所

ヒアリング件数合計 (仮) 13

アンケート件数合計 2,083

11

1,970

39

3,291

問4 あなたが今後、障害のある人と交流したり、障害のある人を支援したりするには、どのようなことが必要ですか。(○はいくつでも)

1. 十分な情報／情報提供の充実
2. ボランティアなどの仲間づくりの機会
3. 市民の意識を高める工夫
4. 障害のある人と出会う機会
5. 参加しやすいイベントの開催
6. 地域や学校での福祉教育
7. その他 ()

問5 災害などのとき、あなたは障害のある人に対して何か支援ができると思いますか。(○はいくつでも)

1. 地震や火事、豪雨など、災害がおきたことを知らせる
2. 安否確認を行う(無事であるか確かめる)
3. 避難の手助けをする
4. 避難の際に、声かけなどを行う
5. その他 ()
6. 何かできるとは思わない
7. わからない

問6 障害のある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことは何だと思いますか。(主なもの○は3つまで)

1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やすこと
2. 幼稚園、保育園、学校等で、障害のある人となない人がともに同じ場所で学ぶこと
3. 障害のある人が使いやすい場を整備すること
4. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備すること
5. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深めること
6. より多くのボランティアを育成すること
7. 障害者本人やその家族同士が協力しあうこと
8. その他(具体的に:)
9. 特にない

問7 障害のある人が地域でより安心して生活していくためには、何が必要だと思いますか。（主なもの○は3つまで）

1. 市民が（地域住民が）、障害のある人について理解できるよう、学習や交流の機会をつくること
2. 市民に対して（地域住民に対して）広報などで障害や障害のある人について情報提供していくこと
3. 障害のあるこどもがもっと普通の学校に通えるようにすること
4. 障害のある人が働くことのできる場をつくること
5. 障害のある人が行きたいところへ手軽に外出することができるようなまちづくりをすること
6. 障害のある人が、市や地域活動に積極的に参加できるよう体制を整えること
7. わからない
8. 特に必要ない
9. その他（ ）

問8 障害に関連する言葉や用語、計画などをあなたはどれくらい知っていますか。（ア～エにつき、それぞれ○は1つ）

	言葉の内容や特徴を知っている	名前は聞いたことがある	知らない
ア. 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	1	2	3
イ. 改正障害者差別解消法	1	2	3
ウ. 合理的配慮の提供	1	2	3
エ. 電話リレーサービス	1	2	3

問9 障害のある人に関係するマークについておたずねします。（○は1つ）

① 障害者のための国際シンボルマーク（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、（財）日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。

② 身体障害者補助犬啓発マーク（色：青）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

補助犬を啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

③ 聴覚障害者シンボルマーク（色：緑）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示に用います。

④ オストメイトマーク（色：黒地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

オストメイト（人工肛門・人工膀胱（ぼうこう）を保有する方）を示すマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚やストマ用装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

⑤ 「ハート・プラス」マーク（色：青地に白、ハートと十字は赤）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。

⑥ 盲人を表示する国際マーク（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。

⑦ 身体障害者標識（色：青地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。

⑧ 聴覚障害者標識（色：緑地に黄）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車免許証を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。

⑨ ヘルプマーク（色：赤地に白）



1. 意味を知っている
2. 見たことはあるが、意味は知らなかった
3. 見たことがない

援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。ヘルプマークの対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方々です。しかしながら、身体機能等に特に基準を設けているわけではありません。

○最後に ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

大変恐れ入りますが、このアンケートは●月●日（●）までにポストに投かんしてください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

障害者福祉や障害福祉サービスのあり方に関する アンケートへのご協力をお願い

皆様には、日頃から東松山市の障害福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。
東松山市では、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」と「第三次市民福祉プラン後期計画(東松山市障害者計画)」に即して障害者福祉を推進しており、令和8年度には「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」と「第四次市民福祉プラン(東松山市障害者計画)」を策定いたします。

このアンケートは、計画を策定するにあたり、皆様が住みなれた場所でこれまで以上に安心して生活が出来るよう、現在の生活の様子や将来の希望、障害福祉サービスのあり方についてのご意見などをおうかがいするものです。

皆様からご回答いただいた内容は、どのような答えが多いかを数え、誰がどのように答えたかわからないように、大切に扱わせていただきます。

率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年 月 日 東松山市長 森田 光一

ご記入にあたってのお願い

- このアンケート調査は、令和7年4月1日現在、主に障害者手帳をお持ちの方を対象に、障害の種別ごとに一定割合の抽出で1,000名の方にお送りしています。
- 調査票にある「あなた」とは、宛名のご本人のことです。ご本人が記入できない場合には、ご家族や支援者の方などがご本人と相談したり、ご本人の立場に立ってご記入ください。ご本人が、小さなお子さんの場合は、保護者の方がお答えください。

回答方法:A(郵送による回答)

※web 回答併用イメージ

次ページの「A(郵送による回答)の仕方」に従い、ご回答いただいた調査票を、同封の返信用封筒に入れて、**10月〇〇日(〇)まで**にご投函ください。

回答方法:B(Webによる回答)

次ページの「B(Webによる回答)の仕方」に従い、インターネット上に用意してありますアンケート回答サイトから、**10月〇〇日(〇)まで**にご回答ください。

ユーザーID

パスワード

回答方法:A(郵送による回答)の仕方

※イメージ

- あて名のご本人がお答えください。記入については他の方をお願いされても結構です。
- お名前などの個人情報は記入しないでください。
- 黒のボールペン又は鉛筆でご記入ください。
- 回答は、設問ごとに【○は1つ】、【○は2つまで】、【○は3つまで】、【○はいくつでも】、【○はそれぞれに1つ】と指定されていますので、指定されている数だけ、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- 「その他」を選択した場合と、問 1-1、問 2-1、問 3-1、問 35、問 36 には、具体的な内容をご記入ください。
- 最後まで記入いただき、返信用封筒に入れ、投函してください。

回答方法:B(Web による回答)の仕方

- あて名のご本人がお答えください。操作については他の方をお願いされても結構です。
- Web による回答は、普段お使いの機器（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）のブラウザで、アンケート回答サイトから行っていただきます。
- アンケート回答サイトへは、右記の二次元コード、もしくは下記 URL からアクセスしてください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/higashimatsuyama/survey/>
- アンケート回答サイトにアクセスすると、最初にユーザーIDとパスワードの入力画面が表示されますので、表紙に貼ってありますシールの文字列を入力してください。
なお、このユーザーIDとパスワードは、重複回答を避けるためのものであり、回答者を特定するものではありません。
- 回答にあたっては、表示される指示に従って、必ず最後までお答えください。



※この調査^{ちょうさ}に関^{かん}してのお問^とい合^あわせは、下^か記^きま^でお願^{ねが}いいたします。

ひがしまつやま し やくしよ けんこう ふく し ぶ しやうがいしゃ ふく し か
東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

でんわ 電話：0493-21-1452 ファックス：0493-24-6066

《はじめに》

問1 この調査にご回答いただく方は、どなたですか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|------------|---------------|
| 1. ご本人 (代筆をふくむ) | 2. 家族 | 3. 福祉事業所などの職員 |
| 4. ボランティア | 5. その他 () | |

【すべての方へ】あなた (宛名のご本人) の生活について

問2 あなたの性別・年齢をお答えください。

- | | | |
|-------|-------|--------------------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 令和7年4月1日現在 満 () 歳 |
|-------|-------|--------------------|

問3 あなたのお住まいの地区はどこですか。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1. 松山地区 (本町、神明町、箭弓町、材木町、松葉町、日吉町、加美町、松本町、松山、松山町、市ノ川、御茶山町、六反町、六軒町、五領町、新宿町、山崎町、小松原町、砂田町、美土里町、和泉町、幸町、美原町、仲田町) |
| 2. 大岡地区 (大谷、岡) |
| 3. 平野地区 (東平、野田、沢口町、殿山町) |
| 4. 唐子地区 (下唐子、石橋、葛袋、神戸、上唐子、新郷) |
| 5. 高坂地区 (高坂、早俣、正代、宮鼻、毛塚、田木、岩殿、西本宿、大黒部、元宿、あずま町) |
| 6. 高坂丘陵地区 (桜山台、白山台、旗立台、松風台) |
| 7. 野本地区 (上野本、下青鳥、上押垂、下押垂、今泉、古凍、柏崎、若松町、下野本) |
| 8. その他 (東松山市以外の施設など) |

問4 あなたが受けている手帳や診断などについて、①～④にお答えください。

①受けている手帳や診断の種類

※あてはまるすべてに○をつけ、手帳をお持ちの場合は、等級や程度を○で囲んでください。

- | | | |
|----------------------------|---|-----------|
| 1. 身体障害者手帳 | ➡ (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級 ・ 5 級 ・ 6 級) | |
| 2. 療育手帳 | ➡ (① ・ A ・ B ・ C) | |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳 | ➡ (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級) | |
| 4. 18歳未満の重症心身障害者認定 (※) | | |
| ※身体障害者手帳1～2級と療育手帳①～Aを両方もつ人 | | |
| 5. 指定難病・小児慢性特定疾病 | 6. 高次脳機能障害 | |
| 7. 発達障害 | 8. 自立支援医療 (精神通院医療) | |
| 9. 1～8は受けていない | 10. 申請中 | 11. わからない |

②現在の主な障害（○は2つまで）

1. 視覚障害	2. 聴覚・平衡機能障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由
5. 内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）	
6. 知的障害	7. 精神障害
8. 重症心身障害	
9. 指定難病・小児慢性特定疾病	10. 発達障害
11. 高次脳機能障害	12. その他（ ）
	13. わからない

③はじめて手帳や診断を受けた年齢（○は1つ）

1. 生まれてから幼児期までの時期（小学校入学前）	
2. 6歳から17歳までの時期	3. 18歳から39歳までの時期
4. 40歳から64歳までの時期	5. 65歳以上になってから
	6. わからない

④障害や難病の治療・管理のため現在受けている医療的ケア（あてはまるすべてに○）

1. 服薬管理	2. 在宅酸素	3. インシュリンなどの注射
4. 吸引	5. 吸入・ネブライザー	6. 人工肛門・人工膀胱
7. 導尿	8. 人工透析	9. 経管栄養・中心静脈栄養
10. 人工呼吸	11. パルスオキシメーター	
12. その他（ ）		13. 特には受けていない

【すべての方へ】あなたの暮らし方について

問5 あなたの暮らし方についてうかがいます。①～④にお答えください。

①現在の暮らしの場（○は1つ）

1. 自宅・実家	2. 自宅・実家以外のアパートなど
3. グループホーム（支援、見守りがある少人数の共同生活の場）	
4. 障害者向けの福祉施設	5. 高齢者向けの介護施設
6. 病院（入院生活）	7. その他（ ）

②自宅での同居者（あてはまるすべてに○）

※入居・入所・入院中の方は、自宅に帰った時のことをお答えください。

1. 父	2. 母	3. 兄弟姉妹	4. 祖父母
5. 配偶者（夫や妻、パートナー）	6. こども	7. その他の親族	
8. 親族以外（友人、支援者など）	9. 同居者はいない（ひとり暮らし）		

③自宅での生活を手助けしてくれる主な人（○は2つまで）

※入居・入所・入院中の方は、自宅に帰った時のことをお答えください。

1. 家族など

2. 福祉職（ホームヘルパーやガイドヘルパー）

3. ボランティアの人

4. 障害のある仲間やその家族

5. 近所の人

6. その他（ ）

→ 問6へ

7. 手助けは必要ない

8. 決まっていない

→ 【「1」を選んだ方は、ア～エにお答えください】（数字を記入、○は各1つ）

※家族などで複数の方が手助けをしてくれる場合は最も中心となる方についてお答えください。

ア. その人の年齢	（ ） 歳 ※数字を記入
イ. お住まい	1. 同居 2. 近くに住んでいる 3. 遠くに住んでいる
ウ. 健康状態	1. よい 2. あまりよくない 3. よくない
エ. お仕事	1. フルタイム 2. パートタイム 3. 働いていない

問6 あなたは、将来、暮らし方を変えたいですか。（○は1つ）

1. 変えたい

2. できれば変えたい

3. 変えたくない

→ 問7へ

【「1または2」を選んだ方は、①②にお答えください】

→ ①希望する暮らし方（○は1つ）

1. 自宅・実家で、家族などと暮らしたい

2. 今の自宅・実家で、家族などの世話にならずに、福祉サービスを利用して暮らしたい

3. アパートやマンションで暮らしたい（自宅・実家以外）

4. グループホームのようなところで、支援を受けながら暮らしたい

5. 施設に入所して暮らしたい

6. 家族で入所・入居できる施設で暮らしたい

7. 病院に入院していきたい

8. その他（ ）

→ ②①の暮らしを実現する時期（○は1つ）

1. 1年以内に実現する（予定がある）

2. 3年以内に実現したい

3. 将来的には実現する

4. 実現できるかわからない

問7 あなたは、障害のある人が、実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるためには、何が必要だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. アパートやグループホームでの生活の体験や訓練ができること
2. 支援してくれる人が身近にいること
3. 周囲の人が障害のある人に対して理解があること
4. 日中、仕事や様々な活動ができる通いの場があること
5. 食事を一緒につくったり、食べたりする場所があること
6. 夜間や休日、不安になった時に相談できる場があること
7. 発作や急な体調悪化など、緊急時に対応してもらえること
8. 体調が悪い時など、泊まって静養できる場所があること
9. その他 ()
10. わからない

問8 あなたが、医療機関の利用で困っていることは何ですか。(あてはまるすべてに○)

1. 通院の移動手段や付き添いが確保しにくい
2. 医療費の負担が大きい
3. 往診や訪問診療が受けられない
4. かかりつけ医が決められない
5. 自分に合う医療機関が見つからない
6. 医者にかかりたくない(本人が嫌がる)
7. 受け入れてくれる医療機関が身近にない
8. かかっている複数の医療機関・診療科で情報を共有し連携して対応する体制がない
9. その他 ()
10. 特に困っていることはない

【18歳未満の方へ】障害のあるこどもの育ちについて

※18歳以上の方は問12にお進みください。

問9 お子さんの、平日日中の主な通い先について、①②にお答えください。

①現在の主な通い先 (○は2つまで)

- | | | | |
|-------------------------|------------------|---------|--------------|
| 1. 幼稚園 | 2. 保育園 | 3. こども園 | 4. 子育て支援センター |
| 5. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 | 6. 医療型児童発達支援事業所 | | |
| 7. 小・中学校の普通学級 | 8. 小・中学校の特別支援学級 | | |
| 9. 一般の高等学校 | 10. 小・中・高の特別支援学校 | | |
| 11. 塾や習い事、フリースクールなど | 12. 就職・アルバイト | | |
| 13. その他 () | 14. 通っているところはない | | |

②希望する通い先(○は2つまで)※今後の進路や新たに通いたい先の希望を教えてください。

1. 幼稚園	2. 保育園	3. こども園	4. 子育て支援センター
5. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	6. 医療型児童発達支援事業所		
7. 小・中学校の普通学級	8. 小・中学校の特別支援学級		
9. 一般の高等学校	10. 小・中・高の特別支援学校		
11. 塾や習い事、フリースクールなど	12. 大学・専門学校・職業訓練校など		
13. 企業などへの就職	14. 福祉的就労(就労継続支援A型・B型)		
14. 福祉事業所への通所(生活介護など)	15. その他()		

問10 お子さんの、放課後や休日の過ごし方について、①②にお答えください。

①現在の主な過ごし方(○は2つまで)

1. 放課後子ども教室・放課後児童クラブ・学童保育で過ごす	
2. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所などの福祉事業所で過ごす	
3. 学校の部活動・クラブ活動をする	4. 塾や音楽・スポーツ教室に通う
5. 医療機関(治療やリハビリ)に通う	6. 地域の子どもたちと遊ぶ
7. 家族と過ごす	8. その他()

②希望する過ごし方(○は2つまで) ※新たに通いたい・もっと通いたい希望など

1. 放課後子ども教室・放課後児童クラブ・学童保育で過ごす	
2. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所などの福祉事業所で過ごす	
3. 学校の部活動・クラブ活動をする	4. 塾や音楽・スポーツ教室に通う
5. 医療機関(治療やリハビリ)に通う	6. 地域の子どもたちと遊ぶ
7. 家族と過ごす	8. その他()

問11 お子さんの生活で困っていることについて、①～③にお答えください。

①通園・通学・通所について困っていること(あてはまるすべてに○)

1. 通い先と自宅との移動のこと	2. 保育や教育の内容のこと
3. トイレなどの施設・設備のこと	4. 通い先での介助のこと
5. 給食やおやつなど食べ物のこと	6. 安全管理・衛生管理のこと
7. 教員や職員の配慮や理解	8. 周囲の子どもや保護者の理解
9. 障害のある・なしなどに関わらず子どもたちが一緒に育つ環境のこと	
10. 本人が通いたがらないこと	11. 本人に合う通い先がわからないこと
12. 保育園や学校などに受け入れてもらえないこと	
13. その他()	
14. 本人が何に困っているかわからない	15. 特になし

②放課後や休日^{ほうかご きゅうじつ}の過ごし方^{すごしかた}で困^{こま}っていること（あてはまるすべてに○）

1. 放課後や休日^{ほうかご きゅうじつ}に通^{かよ}える（通^{かよ}いたい）ところがない
2. 通^{かよ}い先^{さき}はあるが、過^すごせる（預^{あず}かってもら^える）時間^{じかん}が短^{みじか}い
3. 通^{かよ}い先^{さき}への移動^{いどう}や送迎^{そうげい}が大変^{たいへん}
4. 様々^{さまざま}な体験^{たいけん}をしたい（させたい）が、支^し援^{えん}体制^{たいせい}がない
5. 青少^{せいしょう}年^{ねん}が自^じ由^{ゆう}に出入^{でい}りできる気^き軽^{がる}で安^{あん}全^{ぜん}な居場所^{いばしょ}がない
6. その他（ ） 7. 特^{とく}にない

③【保護者^{ほごしゃ}の方^{かた}について】子育^{こそだ}ての悩^{なや}みや困^{こま}りごと（あてはまるすべてに○）

1. 本人^{ほんにん}の意^い思^しを汲^くみ取^とることが難^{むずか}しい
2. きょうだい児^{しえん}を支^し援^{えん}する時間^{じかん}が取^とれない
3. 仕事^{しごと}との両立^{りょうりつ}が難^{むずか}しい
4. 肉^{にく}体^{たい}的^{てき}・精^{せい}神^{しん}的^{てき}負^ふ担^{たん}が大^{おお}きい
5. 本人^{ほんにん}の通^{かよ}い先^{さき}との連^{れん}絡^{らく}がと^とりづらい
6. 家^か族^{ぞく}な^なの理^り解^{かい}・協^き力^{りよく}が得^えられない
7. 本人^{ほんにん}をどう育^{そだ}てたらよいか、本人^{ほんにん}の状^{じょう}態^{たい}にどう対^{たい}応^{おう}したらよいかわ^わか^から^らない
8. 子育^{こそだ}て仲^な間^{かま}がい^いない・つ^つく^くり^りに^にく^くい
9. 近^{きん}所^{じょ}づ^づき^きあ^あい^いが^がし^しに^にく^くい
10. 悩^{なや}みや困^{こま}り^りご^ごと^とを相^{そう}談^{だん}する相^{あい}手^てがい^いない
11. 経^{けい}済^{さい}的^{てき}負^ふ担^{たん}が大^{おお}きい
12. その他（ ） 13. 特^{とく}にない

【18歳^{さい}以上^{いじょう}の方^{かた}へ】障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}の活^{かつ}躍^{やく}について

※18歳^{さい}未^み満^{まん}の方^{かた}は問^{もん}15にお進^{すす}み^みく^くだ^ださい。

問^{もん}12 あなたは、平^{へい}日^{じつ}日^{にち}中^{ちゅう}を主^{おも}にど^どのよう^{よう}に過^すごして^{して}いま^{いま}すか。（○は1つ）

1. 収^{しゅう}入^{にゅう}のある仕^し事^{ごと}をして^{して}いま^{いま}す

【「1」を選^えん^んだ方^{かた}は、次^{つぎ}の①～④にお答^{こた}え^えく^くだ^ださい】

2. ボラ^{しゅうにゅう}ン^えティア^{しごと}など収^{しゅうにゅう}入^えを得^{しごと}ない仕^し事^{ごと}をして^{して}いま^{いま}す

3. 生^{せい}活^{かつ}介^{かい}護^ご事^じ業^{ぎょう}所^{しょ}などに通^{かよ}って^ていま^{いま}す

4. 大^{だい}学^{がく}・専^{せん}門^{もん}学^{がく}校^{こう}などに通^{かよ}って^ていま^{いま}す

5. 文^{ぶん}化^か・ス^{かつ}ポ^{どう}ー^{さん}ツ^か活^{かつ}動^{どう}に参^{さん}加^かして^{して}いま^{いま}す

6. 医^い療^{りょう}機^き関^{かん}で治^ち療^{りょう}やリ^{ちりょう}ハ^うビ^うリ^うを^う受^うけて^ていま^{いま}す

7. そ^たの^た他^た（ ）

8. 静^{せい}養^{りょう}して^ていま^{いま}す（特^{とく}に^{とく}に^{とく}な^なに^にも^もして^{して}いま^{いま}ない）

→①現^{げん}在^{ざい}の働^{はたら}き方^{かた}（○は1つ）

→ 問^{もん}13へ

1. 正^{せい}社^{しゃ}員^{いん}・正^{せい}職^{しょく}員^{いん}（一^{いっ}般^{ぱん}雇^こ用^{よう}）

2. 正^{せい}社^{しゃ}員^{いん}・正^{せい}職^{しょく}員^{いん}（障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}雇^こ用^{よう}）

3. 契^{けい}約^{やく}社^{しゃ}員^{いん}・派^は遣^{けん}社^{しゃ}員^{いん}・臨^{りん}時^じ職^{しょく}員^{いん}（一^{いっ}般^{ぱん}雇^こ用^{よう}）

4. 契^{けい}約^{やく}社^{しゃ}員^{いん}・派^は遣^{けん}社^{しゃ}員^{いん}・臨^{りん}時^じ職^{しょく}員^{いん}（障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}雇^こ用^{よう}）

5. パ^{いっ}ー^{ぱん}ト^こ・ア^{いっ}ル^{ぱん}バ^{いっ}イト^こ（一^{いっ}般^{ぱん}雇^こ用^{よう}）

6. パ^{いっ}ー^{ぱん}ト^こ・ア^{いっ}ル^{ぱん}バ^{いっ}イト^こ（障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}雇^こ用^{よう}）

7. 福^ふ祉^く的^{てき}就^{しゅう}労^{ろう}（就^{しゅう}労^{ろう}継^{けい}続^{ぞく}支^し援^{えん}A^{えん}型^{がた}・B^{がた}型^{がた}事^{がた}業^{ぎょう}所^{しょ}）

8. 自^じ営^{えい}業^{ぎょう}・在^{ざい}宅^{たく}就^{しゅう}労^{ろう}・家^か業^{ぎょう}の^て手^て伝^{でん}い

9. そ^たの^た他^た（ ）

→ ②現在の職場での就労年数（○は1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上3年未満 | 3. 3年以上5年未満 |
| 4. 5年以上10年未満 | 5. 10年以上 | |

→ ③現在の仕事による平均月収（○は1つ）※給料、工賃、手当、事業収入などを含むおおよその額

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 1万円未満 | 2. 1万円以上2万円未満 |
| 3. 2万円以上5万円未満 | 4. 5万円以上10万円未満 |
| 5. 10万円以上20万円未満 | 6. 20万円以上 |
| | 7. わからない |

→ ④現在の職場への就職・定着のために利用した支援（あてはまるすべてに○）

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 卒業した学校の就職支援 | 2. ハローワーク、障害者就業・生活支援センター |
| 3. 東松山市障害者就労支援センター | 4. 障害者就労移行支援事業所 |
| 5. 障害者就労定着支援事業所 | 6. 就職先による支援 |
| 7. 支援は受けず求職活動をした | 8. その他（ ） |

【問13・14は、18歳以上のすべての方にうかがいます】

問13 あなたの、3年後までの働き方の予定や希望をお答えください。（○は1つ）

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 企業などで正社員として働く | 2. 企業などでパート・アルバイトとして働く |
| 3. ボランティアなど、収入がなくても社会に貢献する仕事をする | |
| 4. 障害者就労支援（就労継続支援A型・B型）事業所で仕事をする | |
| 5. 「4」以外の通所施設（生活訓練、地域活動支援センターなど）で作業や創作活動をする | |
| 6. 自宅などで仕事をする（自営業・在宅就労・家業の手伝いなど） | |
| 7. その他（ ） | 8. 仕事はしない |
| | 9. わからない・未定 |

問14 障害のある人が企業などで働くためには何が必要だと思いますか。（あてはまるすべてに○）

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 通勤の支援 | 2. トイレなど職場のバリアフリー化 |
| 3. 在宅勤務、短時間勤務など柔軟な働き方の導入 | |
| 4. 仕事の内容や量の工夫 | 5. 仕事の開発（障害者優先調達など） |
| 6. 健康管理面の配慮・支援 | 7. 給料の充実 |
| 8. 企業、上司、同僚の理解 | 9. 就職に向けた障害のある人・家族への啓発 |
| 10. 就職に向けた相談支援 | 11. 就職先の紹介などの支援 |
| 12. 就職に必要な知識・技術、コミュニケーション技術などを習得する訓練の充実 | |
| 13. 職場実習の充実 | 14. 就職に向けた面接や実習などの支援 |
| 15. 就職初期段階での支援 | 16. 就職後の相談・支援（定着支援） |
| 17. その他（ ） | 18. 特になし |

【すべての方へ】地域・社会での様々な活動・参加について

問15 地域や社会での活動で、あなたが今後、参加したい・続けたい活動は何ですか
(あてはまるすべてに○)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 自治会活動 | 2. PTAなどの学校関係の活動 |
| 3. NPO団体などの活動 | 4. 地域のボランティア活動 |
| 5. 当事者活動 | 6. 趣味・学習などのサークル活動 |
| 5. 障害者同士の交流活動 | 8. インターネットを活用した活動 |
| 9. その他 () | 10. 特になし |

問16 障害のある人が地域や社会に参加するために、特に大切なことは何だと考えますか。(○は3つまで)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす |
| 2. 障害のある人が使いやすい施設を整備する |
| 3. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する |
| 4. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深める |
| 5. ガイドヘルパーや送迎など、外出を支援するサービスを充実させる |
| 6. 地域や各施設の中で手助けしてくれるボランティアをもっと育成する |
| 7. 障害のある人本人や家族同士が協力しあう |
| 8. オンラインなど、様々な参加の手段を充実する |
| 9. その他 () |
| 10. 特になし |

問17 あなたは、「障害者差別解消法※」を知っていますか。(○は1つ)

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- | | | |
|----------|----------------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 名前は聞いたことがある | 3. 知らなかった |
|----------|----------------|-----------|

問18 障害のある人に対する市民の理解度はどの程度だと考えますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------------|-----------------|----------|
| 1. 理解されている | 2. おおむね理解されている | |
| 3. あまり理解されていない | 4. まったく理解されていない | 5. わからない |

問19 障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(○は1つ)

- | | | | | |
|-------|---------|-------|----------|--------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない | 4. わからない | → 問20へ |
|-------|---------|-------|----------|--------|

【「1 または 2」を選んだ方は、①～③にお答えください】

(次のページに続きます。)

【「1または2」を選んだ方にうかがいます】

①どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるすべてに○)

- | | | | |
|----------------|-------------------|------------|---------|
| 1. 学校 | 2. 職場 | 3. 仕事を探すとき | 4. 買い物中 |
| 5. 余暇や社会参加活動の場 | 6. 病院などの医療機関 | | |
| 7. 住んでいる地域 | 8. 電車やバスなどの公共交通機関 | | |
| 9. その他 () | | | |

②そのことを誰かに相談しましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|-------------|----------|
| 1. 相談した | 2. ときどき相談した | 3. 相談しない |
|---------|-------------|----------|

③そのことを誰に相談しました(します)か。(あてはまるすべてに○)

- | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 1. 家族など | 2. 知人・友人 | 3. 学校の先生 |
| 4. 職場の人 | 5. 障害福祉サービス事業所の職員 | |
| 6. 相談支援事業所の職員 | 7. 市役所の職員 | 8. 市社会福祉協議会の職員 |
| 9. 民生委員・児童委員 | 10. 町内会・自治会の人 | 11. 弁護士や行政書士 |
| 12. 当事者団体・家族会の人 | 13. 人権団体 | |
| 追加の提案 | その他 () | 15. 誰(どこ)に相談したらよいかわからない |

問20 あなたは、2024年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供※」が義務化されたことを知っていますか。(○は1つ) ※障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くためになんらかの支援を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること

- | | | |
|----------|----------------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 名前は聞いたことがある | 3. 知らなかった |
|----------|----------------|-----------|

問21 日常生活で合理的配慮が不十分だと思う場面は、どのような場面ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 仕事や職場において | 2. 公共交通機関を利用するとき |
| 3. 買い物や飲食店を利用するとき | 4. 公共施設を利用するとき |
| 5. 医療・福祉サービスを利用するとき | 6. 学校、教育現場において |
| 7. Webサイトやオンラインを利用するとき | 8. 不十分と感じたことはない |

問22 あなたは、合理的配慮の提供が不十分と感じたとき、どのような行動をとりますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. その場で指摘して対応を求める | 2. 事後に事業者連絡し改善を求める |
| 3. 行政窓口へ相談する | 4. SNS等、ネットに投稿する |
| 5. 何もしない | 6. その他 () |

問23 あなたが実際に体験した、嬉しかった対応や、合理的配慮が不十分だった対応があれば、お書きください。

追加の提案

【すべての方へ】相談や福祉サービスの利用について

問24 あなたは、これまでの生活の中でどんなことに悩んだり、困ったりしましたか。
(あてはまるすべてに○)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 教育・学習のこと | 2. リハビリのこと |
| 3. 収入に関すること | 4. 家族などとの関係のこと |
| 5. 現在の支援(介護)のこと | 6. 将来の支援(介護)のこと |
| 7. 仕事(就労)のこと | 8. 趣味や生きがいを持つこと |
| 9. 保健や医療のこと | 10. 外出時の移動手段のこと |
| 11. 住宅のこと | 12. 欲しい情報が得られないこと |
| 13. 友達や相談相手を持つこと | 14. 地域の理解を得ること |
| 15. 結婚のこと | 16. 子育てやこどもの教育のこと |
| 17. 社会参加のこと | 18. 親の介護のこと |
| 19. 財産管理のこと | 20. 家計のこと |
| 21. その他() | 22. 特にない・わからない |

問25 あなたが生活をしていく上で、悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。
(あてはまるすべてに○)

- | | | |
|---------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 1. 家族など | 2. 知人・友人 | 3. 学校の先生や職場の人 |
| 4. 医師・病院ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー(臨床心理士)など | | |
| 5. 障害福祉サービス事業所の職員 | 6. 相談支援事業所の職員 | |
| 7. 公的機関の職員(市役所、保健センター、保健所、児童相談所など) | | |
| 8. 民生委員・児童委員 | 9. 障害者・難病患者などの当事者団体・家族会 | |
| 10. ボランティア | 11. 近所の人 | 12. 弁護士や行政書士 |
| 13. その他() | 14. 相談する人がいない | |
| 15. 相談するところがわからない | 16. 相談はしない(自分で解決する) | |

問26 あなたは、どこから福祉の情報を収集していますか。(〇は3つまで)

1. 市の広報紙	2. 市のホームページ	3. その他のホームページ
4. 市役所の窓口	5. 市社会福祉協議会の窓口	6. テレビ・ラジオ
7. 新聞	8. SNS	9. 医師・看護師・薬剤師
10. 幼稚園・保育園・学校など	11. 障害福祉サービス事業所	
12. 障害者・難病患者などの当事者団体・家族会	13. 相談支援事業所	
14. 家族など	15. その他 ()	
16. 特に情報を得ていない	17. どこで情報を得たらよいかわからない	

問27 あなたが、今後生活していく上で、必要な情報は何ですか。(〇は3つまで)

1. 福祉サービスの種類や利用の仕方	2. 通所施設の種類や利用の仕方
3. 入所施設の種類や利用の仕方	4. 医療機関や治療・リハビリの方法
5. 経済的な支援策の情報	6. 職業訓練や就職情報
7. 同じ障害のある仲間と出会える場	8. 相談窓口の情報
9. 教育や進路に関する情報	10. 介護保険への切替について
11. その他 ()	12. 特にない

問28 あなたの障害支援区分を教えてください。(〇は1つ)

1. 区分1	2. 区分2	3. 区分3	4. 区分4
5. 区分5	6. 区分6	7. 非該当	8. わからない・受けたことがない

問29 あなたの障害福祉サービスなどの利用について、(1)現在の利用状況と(2)今後3年以内の利用予定をうかがいます。下の表の①～⑥のサービスごとに、あてはまるものの番号を1つずつ選んで〇をつけてください。

★(1)で「1.利用している」を選んだ方は、サービス量が多いか少ないかも教えてください。

サービスの種類		(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
訪問による支援	① 居宅介護 自宅にヘルパーを派遣し、家事や介護などのサービスを行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	② 重度訪問介護 重い障害があり常に介護が必要な人に自宅での介助や外出時の移動の補助を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない

サービスの種類		(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
訪問による支援	③ 同行援護 視覚障害により移動が困難な人に外出に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	④ 行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難な人に行動の介助や外出時の移動の援護を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑤ 重度障害者等包括支援 介護の必要度合いがとて高い人に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
入所支援	⑥ 施設入所支援 施設に入所する人に、介護などの支援を行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない
日中活動の支援	⑦ 短期入所（ショートステイ） 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で介護などを行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑧ 療養介護 病院において医療的ケアを必要とする人のうち、常時介護が必要な人に、日中、入浴や排せつ、食事などの援助を行うサービスです。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑨ 生活介護 日中、常時の介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの援助を行うサービスです。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
自立した生活のための支援	⑩ 自立生活援助 訪問などにより、一人暮らしの人の日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑪ 共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない

サービスの種類		(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
自立した生活のための訓練や就労の場	⑫ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活・社会生活が送れるよう身体機能や生活能力向上に向けた訓練を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑬ 就労継続支援 (A型・B型) 一般企業などでの就労が困難な人に働く場の提供と知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑭ 就労移行支援 一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	⑮ 就労定着支援 一般企業などで働いている人に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
相談支援	⑯ 計画相談支援 サービス等利用計画案の作成や事業者などとの連絡調整、利用状況の確認を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	(モニタリング頻度) 1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない
	⑰ 地域移行支援 住まいの確保や、地域生活に移行するための相談など必要な支援を行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない
	⑱ 地域定着支援 常に連絡体制を確保し、緊急的な相談への対応やサービス事業所などとの連絡調整などを行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない

【障害児向けサービス】18歳未満の方がお答えください

サービスの種類		(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
通いによる支援	⑲ 児童発達支援 日常生活上の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 今と同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない

(次のページに続きます。)

サービスの種類		(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
通いによる支援	⑳ 医療型児童発達支援 肢体に障害がある児童に、日常生活上の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や治療を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	㉑ 放課後等デイサービス 放課後や学校休業日に生活能力向上や自立促進などを目的とした支援を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
相談支援	㉒ 障害児相談支援 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	(モニタリング頻度) 1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
訪問による支援	㉓ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
	㉔ 保育所等訪問支援 保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	1. 利用している→ 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 今よりも利用を増やす 2. 同じくらい利用する 3. 今よりも利用を減らす 4. 利用する予定はない
入所による支援	㉕ 福祉型児童入所施設 障害児入所施設に入所する子どもに、日常生活の指導や知識技能の付与を行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない
	㉖ 医療型児童入所施設 障害児入所施設や指定医療機関に入所する子どもに、日常生活の指導や知識技能の付与を行います。	1. 利用している 2. 今は利用していない 3. 利用の必要がない 4. 知らなかった		1. 利用予定あり 2. 未定だが利用希望あり 3. 利用する予定はない

問30 問29のサービスについて、利用したいけれど、利用できない・利用しにくいサービスはありますか。(○は1つ)

1. ある

2. ない

3. よくわからない

→ 問31へ

【「1」を選んだ方は次の設問へ】

(次のページに続きます。)

【「1」を選んだ方にうかがいます】

主な理由を教えてください。(あてはまるすべてに○)

1. ほかの支援を受けているため(具体的に：)
2. サービスの対象とならないため
3. 曜日や時間が合わないため
4. サービスが受けられる事業所が近くにないため
5. 料 金が高いため
6. その他()

問31 あなたは、介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。(○は1つ)

1. 認定されている 【「1」を選んだ方は、①②にお答えください】

2. 認定されているかどうかわからない 3 申請中である

→ 問32へ

4. 認定されていない 5. 年齢が該当しない(40歳未満)

①該当する要支援・要介護度(○は1つ)

1. 要支援1
2. 要支援2
3. 要介護1
4. 要介護2
5. 要介護3
6. 要介護4
7. 要介護5
8. わからない

②利用している介護保険サービス(あてはまるすべてに○)

自宅に訪問	1. 訪問介護(ホームヘルプなど) 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 夜間対応型訪問介護 6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7. 居宅療養管理指導
施設に通う	8. 通所介護(デイサービス) 9. 通所リハビリテーション(デイケア) 10. 地域密着型通所介護 11. 認知症対応型通所介護
施設に泊まる ・暮らす	12. 短期入所生活介護 13. 短期入所療養介護 14. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 15. 介護老人保健施設 16. 介護療養型医療施設・介護医療院 17. 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 18. 認知症対応型共同生活介護(介護保険のグループホーム) 19. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) 20. 地域密着型特定施設入居者生活介護
訪問・通い・泊 りの組み合わせ	21. 小規模多機能型居宅介護 22. 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
福祉用具を使う	23. 福祉用具貸与 24. 特定福祉用具販売

問32 問29の「障害福祉サービス」及び問31の「介護保険サービス」以外の支援について、あなたの(1)現在の利用、(2)今後3年以内の利用予定について、下の表の①～⑩の支援ごとに、あてはまるものの番号を1つずつ選んで○をつけてください。

サービスの種類	(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
① 移動支援 行動援護、同行援護、通院等介助に該当しない人などに、社会参加や日常生活に必要な外出の支援を行います。	1. 利用している→ 2. 利用していない 3. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
② 日中一時支援 障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息のため支援を行います。	1. 利用している→ 2. 利用していない 3. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
③ 障害児(者)生活サポート事業・ケアサポートいわはな 一時預かり、派遣による介護、車両による移送、外出援助等のサービスを提供します。	1. 利用している→ 2. 利用していない 3. 知らなかった	1. 多い 2. ちょうどよい 3. 少ない	1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
④ 福祉タクシー利用料金助成 福祉タクシーの初乗り運賃分の料金を助成する事業です。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
⑤ 東松山市デマンドタクシー 希望時間、乗車場所の要望に低料金で応じる新しい公共交通サービスです。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
⑥ 自動車燃料購入費助成 給油所において自動車に給油をした場合に、ガソリン代を助成するものです。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
⑦ 地域活動支援センター事業 障害のある人に対して、創作的な活動や生産活動の機会を提供します。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
⑧ スポーツ・レクリエーション教室 「卓球バレー」や「フライングディスク」など障害のある人に親しみやすい教室を開催しています。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない

(次のページに続きます。)

サービスの種類	(1) 現在の利用状況	★サービスの量	(2) 今後3年以内の利用予定
⑨ 配食サービス 事情により食事の準備が困難な人に 昼食の宅配と安否確認を行います。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない
⑩ あんしんサポートネット 見守り、日常生活上の手続きや金銭 管理など、安心して一人暮らしが送れ るよう、生活支援員が定期的に訪問し 援助します。	1. 利用している 2. 利用していない 3. 知らなかった		1. 利用したい 2. できれば利用したい 3. 利用する予定はない

問33 問29・問31・問32以外に、東松山市にあったらよいと思うサービスや支援があれば、お書きください。

問34 東松山市で、障害のある人が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。（あてはまるすべてに○）

1. 相談窓口や情報提供の充実

2. 障害の早期発見・早期療育体制の充実

3. 障害のある・なしに関わらずともに学ぶ環境の充実

4. 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実

5. 創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備

6. ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実

7. 外出に必要な移動支援の充実

8. 参加・活動を円滑にする視聴覚情報やコミュニケーション支援の充実

9. グループホームの整備

10. 自分らしく生活できる暮らしの場（アパートなど）の確保

11. 入所施設の整備

12. 自分と家族の高齢化に対応した支援

13. 企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備

14. 障害への理解や交流の促進

15. 成年後見制度に関する情報提供や相談窓口の充実
16. ボランティア活動などの地域活動の促進
17. 公共施設・交通機関等のバリアフリー化の推進
18. 点字ブロックや視覚障害者用（音響式）信号機の充実
19. 災害発生時などとともに支えあい・助け合える社会づくり
20. 医療環境の向上
21. 地域の中で誰もが気軽に集える居場所づくり
22. その他（ ）
23. 特になし

●最後に、東松山市の障害者福祉施策について日頃お感じのこと、市、学校や地域、事業者などに対する期待など、ご自由にお書きください。

質問は以上で終わります。最後までお答えいただき、まことにありがとうございました。
お答えいただいた本調査票を三つ折りにし、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
令和7年 月 日（ ）までにご返送ください。

・市地域で必要な支	民への理解を広めます。	・東松山市地域自立支援協議会に「SDGs／合理的配慮推進プロジェクト」を立ち上げた。	・市地域自立支援協議会普及・啓発プロジェクトで動画を作成し、
	【変更】2. 経済的に住まいの確保が難しい場合に、住居確保給付金支給事業や、住宅ソーシャルワーカー事業を活用して、必要な支援を行います。	<社会福祉課> ・住居確保給付金は、延べ51世帯に対し、1,726,700円支給した。新型コロナウイルス感染症の特例終了に伴い、件数は減少した。 ・住宅ソーシャルワーカー事業は、3世帯6人に対し、転居支援を行った。	<社会福祉課> ・住居確保給付金は、延べ114世帯に対し、4,014,900円支給した。 ・住宅ソーシャルワーカー事業は、6世帯8人に対し、転居支援を行った。
	3. 障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅への入居募集の周知を図ります。	<住宅建築課> 障害のある人へは、エレベータが設置されているなどバリアフリーに配慮している市営向台住宅を紹介しているほか、入居者の選考において優遇している。	<住宅建築課> 障害のある人へは、エレベータが設置されているなどバリアフリーに配慮しているほか、入居者の選考において優遇している。
	4. 障害のある人が、住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。	開所事業所数: 保育所等訪問支援1事業所、児童発達支援1事業所、放課後等デイサービス1事業所、共同生活援助1事業所、生活介護1事業所、短期入所1事業所、特定相談支援4事業所	開所事業所数: 共同生活援助3事業所、児童発達支援1事業所、特定相
	【変更】5. 東松山市地域生活支援拠点等を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。	1) 緊急時支援(短期入所や行動援護等による支援)が見込まれる利用者30名について把握し、リスト化した。 2) 緊急時支援が見込まれる利用者中3名について、実際に緊急時支援を行った。 3) 登録拠点事業所が19事業所から21事業所となった。地域生活支援拠点等連絡会議で情報共有し連携を図った。 4) 地域生活支援拠点事業の運用状況について報告様式を作成・検証し、「一定程度できている」と評価を得た。	1) 緊急時支援(短期入所や行動援護等による支援)が見込まれる利用 化した。(令和5年3月1日現在) 2) 登録拠点事業所が19事業所となった。(令和5年1月1日現在) 地 拠点システムの共有が進んだ。 3) 地域生活支援拠点事業の運用状況について報告様式を作成し、検
	6. 障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。	・精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会、障害者の理解促進・啓発に関する研修会を開催した。 ・市内社会福祉法人と協力し、精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会を実施した。	・精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会を開催した。 ・市内社会福祉法人と協力し、精神障害に関する理解促進・普及啓発研
	7. 日中活動の場や、働く場などの生活圏を考慮しつつ、グループホーム等の多様な住まいを活用した地域定着支援を行います。	・精神障害者が精神病床から退院後、地域で安心した生活を送れるよう、市地域自立支援協議会や退院調整会議、地域生活支援会議等において協議し、地域定着支援を行った。 ・令和5年度の1か月当たりの地域定着支援利用件数は令和4年度同様19件だった。	・精神障害者が精神病床から退院後、地域で安心した生活を送れるよう支援事業所連絡会議、退院調整会議、地域生活支援会議等において協 ・令和4年度の1か月当たりの地域定着支援利用件数は令和3年度同様
		目標1 関連実績 ○きらめき出前講座…実施回数: 5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名) ○総合福祉エリア…「精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会」参加者数: 30名 ※埼玉県精神障害者地域移行支援事業 テーマ:「各地域におけるピアサポート活動の実践発表とパネルディスカッション」 ○障害者作品展…来場者数445名(23日間) ○SDGs／合理的配慮推進プロジェクト…会議開催回数6回 ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 保育所等訪問支援…1事業所(3事業所→4事業所) 児童発達支援…1事業所(10事業所→11事業所) 放課後等デイサービス…1事業所(11事業所→12事業所) 共同生活援助…1事業所(44事業所→45事業所) 生活介護…1事業所(14事業所→15事業所) 短期入所…1事業所(10事業所→11事業所) 特定相談支援…4事業所(8事業所→12事業所) ○地域生活支援拠点等事業登録事業所数…21事業所 ○精神ボランティア養成講座…開催回数: 4回 参加延べ人数: 72名 ○手話奉仕員養成講座(入門)…開催回数: 32回 受講者数: 36名 修了者数: 31名 ○基幹相談支援センター…「権利擁護に関する地域への普及・啓発研修」参加人数20名「法人後見、市民後見について」「障害者虐待防止について」 ○基幹相談支援センター…「地域に対する援助、障害者に対する理解促進啓発研修」民生委員・児童委員を対象に実施(参加者35名) ○地域定着支援サービス利用件数…19件 ○精神科医療機関から共同生活援助事業所への地域移行者数: 1名	目標1 関連実績 ○きらめき出前講座…実施回数: 4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名) ○総合福祉エリア…「精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会」参加者数: 30名 ※埼玉県精神障害者地域移行支援事業 テーマ:「精神障害がある方へ ついて」ピアサポーターからの発表と座談会 ○障害者作品展…来場者数412名(23日間) ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 共同生活援助…3事業所(41事業所⇒44事業所) 児童発達支援…1事業所(9事業所⇒10事業所) 特定相談支援…1事業所(7事業所⇒8事業所) ○地域生活支援拠点等事業登録事業所数…19事業所 ○精神ボランティア養成講座…開催回数: 4回 参加延べ人数: 114名 ○手話奉仕員養成講座(基礎)…開催回数: 32回 受講者数: 19名 修 ○基幹相談支援センター…「権利擁護に関する地域への普及・啓発研修」参加人数20名「法人後見、市民後見について」「障害者虐待防止について」 ○基幹相談支援センター…「地域に対する援助、障害者に対する理解促進啓発研修」民生委員・児童委員を対象に実施(参加者51名) ○地域定着支援サービス利用件数…19件 ○精神科医療機関から共同生活援助事業所への地域移行者数: 2名

全・安心 対応を進 め、自主的な	【変更】2. 発災時に開設する福祉避難所について、開設訓練やマニュアル作成を通じて、スムーズな運営が可能になるよう、準備に取り組みます。	＜社会福祉課＞ ・現在、10施設と福祉避難所の協定を締結している。令和5年度中に変更協定を締結し、「福祉避難所の開設依頼」「福祉避難所の運営」に関する規定を明確化した。 ・実際の福祉避難所を利用し、福祉施設職員も参加した開設訓練、避難誘導訓練を実施し、施設職員との協力体制を進めた。今後は他の福祉施設を利用した開設訓練の実施、マニュアルの作成を計画している。	＜社会福祉課＞ ・現在、11施設と福祉避難所の協定を締結している。 ・令和4年度に県モデル事業に参加したことを踏まえ、今後の見通しとし、情に応じた運営を行うための事前調整、マニュアルの作成、施設を会場、施設などを計画している。
	【変更】3. 地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。	＜社会福祉課＞ ・避難行動要支援者避難支援制度の周知方法として、制度に関する「付録」を作成し、名簿配布時に口頭で趣旨の説明をした。また、広報紙に制度に関する記事を掲載したほか、きらめき出前講座での理解促進を行った。 ・新規で要支援者の対象になる人については、手帳交付時に窓口で説明を行ったり、ダイレクトメールを送付した。 ・年度末時点の避難行動要支援者名簿の登録対象者は3,601人で、平常時から名簿情報の提供に同意のあった方は1,113人。名簿提供に同意をした方のうち、793人については、個別避難計画が作成済み。 ・避難行動要支援者に係る防災訓練については、令和5年度モデル地区を設定し、福祉避難所開設訓練と併せた避難誘導訓練を1回（神戸地区）、避難誘導訓練を2回（下唐子地区、白山・松風台地区）行った。 ＜危機管理防災課＞ ・地域防災計画は市HPIに掲載している。 ・避難行動要支援者に係る防災訓練として、市職員を対象とした避難所担当者説明会を実施し、要配慮者のスペースを確保することや、資機材の設置確認を実施した。	＜社会福祉課＞ ・避難行動要支援者避難支援制度の周知方法として、制度に関する「付録」を作成し、名簿配布時に口頭で趣旨の説明をした。また、広報紙に制度に関する記事を掲載したほか、追加した。 ・新規で要支援者の対象になる人については、手帳交付時に窓口で説明を行ったり、ダイレクトメールを送付したりする仕組みを構築した。 ・年度末時点の避難行動要支援者は3,102人で、地域に配布する名簿になる。このうち、763人について、個別避難計画が作成済みである。 ・避難行動要支援者に係る防災訓練については、危機管理防災課・地域からモデル地区を設けて順次実施することとした。 ＜危機管理防災課＞ ・地域防災計画は市HPIに掲載している。 ・避難行動要支援者に係る防災訓練として、市職員を対象とした避難所担当者説明会を実施し、要配慮者のスペースを確保することや、資機材の設置確認を実施した。
	【変更】4. 個別避難計画の策定や防災訓練などの機会を捉えて、自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。	＜社会福祉課＞ ・福祉サービスの情報を活用した同意方式に変更した後も、手上げ方式による名簿掲載を可能としていることから、名簿配布時に自治会や民生委員等に要旨を説明のうえ、届出用紙を配布することで、働きかけを行った。 また、名簿は年1回の配布としていることから、「情報がタイムリーではない」という地域からの意見があった。このことを踏まえ、死亡、施設入所、新規該当等の異動情報を年8回送付し、実効性を確保するための支援を行った。 ＜危機管理防災課＞ 令和5年度は自主防災組織リーダー養成研修（基礎編）を実施するとともに、各地区の防災訓練において、自主防災組織リーダー養成研修（応用編）を展開した。研修により、自主防災組織の人材育成を促進し、地域防災力の向上を図った。	＜社会福祉課＞ ・福祉サービスの情報を活用した同意方式に変更した後も、手上げ方式による名簿掲載を可能としていることから、名簿配布時に自治会や民生委員等に要旨を説明のうえ、届出用紙を配布することで、働きかけを行った。 また、名簿は年1回の配布としていることから、「情報がタイムリーではなかった。このことを踏まえ、死亡、施設入所、新規該当等の異動情報を月に1回送付し、実効性を確保するための支援を行った。 ＜危機管理防災課＞ 令和4年度は自主防災組織リーダー養成研修（基礎編）を実施するとともに、各地区の防災訓練において、自主防災組織リーダー養成研修（応用編）を展開した。研修により、自主防災組織の人材育成を促進し、地域防災力の向上を図った。
	【新規】5. 災害時における障害者の安否確認について、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所と連携して、整備を進めます。	・市地域自立支援協議会災害対策検討プロジェクトで策定した安否確認マニュアルが確実に引き継がれるよう、年1回、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に緊急通報訓練メールを実施した。	・市地域自立支援協議会災害対策検討プロジェクトで策定した安否確認マニュアルが確実に引き継がれるよう、年1回、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に緊急通報訓練メールを実施した。 ・社会福祉課主催の要支援者説明会に相談支援事業所参加したほか、社会福祉課から説明と依頼があった。
	【新規】6. 感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、利用者や障害福祉サービス事業所へ支援を行います。	令和5年5月8日から感染症法の位置づけが5類感染症に変更されたため、特別な支援は実施なし	令和4年度東松山市障害福祉サービス事業所等特別支援金交付要綱に準拠し、支援事業所等特別支援金を交付した。
		目標2 関連実績 ○福祉避難所設置数…10か所 ○避難行動要支援者名簿登録者数…1,113名（令和6年3月末時点） 身体障害者手帳所持者…342名（65歳以上247名、65歳未満95名） 療育手帳所持者…170名（65歳以上6名、65歳未満164名） 精神障害者保健福祉手帳所持者…151名（65歳以上37名、65歳未満114名） ※令和4年度より、名簿作成の対象要件を変更（手上げ方式⇒同意方式・手上げ方式の併用）。令和5年度から個人情報保護法の改正に基づき、同意のない者は名簿から除外する扱いとなった。 ○避難行動要支援者に係る防災訓練…実施回数：3回	目標2 関連実績 ○福祉避難所設置数…11か所 ○避難行動要支援者名簿登録者数…1,510名（令和5年3月末時点） 身体障害者手帳所持者…416名（65歳以上287名、65歳未満129名） 療育手帳所持者…225名（65歳以上12名、65歳未満213名） 精神障害者保健福祉手帳所持者…288名（65歳以上57名、65歳未満231名） ※令和4年度より、名簿作成の対象要件を変更（手上げ方式⇒同意方式・手上げ方式の併用）。令和5年度から個人情報保護法の改正に基づき、同意のない者は名簿から除外する扱いとなった。 ○避難行動要支援者に係る防災訓練…実施回数：1回 ○障害福祉サービス事業所等特別支援金…事業所数：152か所 交付額：1,520万円

命や安全 理解する に提供さ	2. 警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。	訪問や個別支援会議等で関係機関と意見交換を行っている。	訪問や個別支援会議等で関係機関と意見交換を行っている。
	3. 救急医療情報キット の利用促進を図ります。	<健康推進課> R5年度配布実績:932件 <補足>在宅の高齢者や健康に不安のある方等が、かかりつけの医療機関、既往歴、服用薬等の緊急時に必要な情報を救急医療情報カードに記入し使用することで救急隊の迅速な救急活動につなげるもの。周知は、ホームページ及び各地区担当の民生委員の協力を得て周知を図り、希望する市民に配布している	<健康推進課> 令和4年度配付実績:381件
	4. 障害福祉サービス事業者に対し、緊急時における見守り、捜索等を行うネットワークづくりを働きかけます。	R2に作成した災害時の安否確認マニュアルについて、安否確認の方法を継続的に運用していくために、メールの受信状況の確認を含めた連絡(訓練)を実施した。	R2に作成した災害時の安否確認マニュアルについて、安否確認の方法を継続的に運用していくために、メールの受信状況の確認を含めた連絡(訓練)を実施した。
		目標3 関連実績 ○Net119緊急通報システム登録者…54名(市内在住) ○FAX緊急通報訓練…1回実施(3月) ○救急医療情報キット配布…932件	目標3 関連実績 ○Net119緊急通報システム登録者…52名(市内在住) ○FAX緊急通報訓練…2回実施(7月・11月) ○救急医療情報キット配布…381件
同する情 けられる	1. 母子保健部門、児童福祉部門と障害者福祉部門が連携し、情報提供や相談支援、サービスの利用援助など総合的な支援を行います。	・個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会等の取組にて、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。 ・令和6年4月から開設予定の児童発達支援センターの入り口機能について、関連する部門と調整を図った。	個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会等の取組にて、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。
かかわら 様な支	1. 地域包括ケアシステムの構築と運営に当たっては、高齢の障害のある人や介護保険第2号被保険者の人も利用しやすいよう障害者福祉部門と高齢者福祉部門が連携します。	高齢者及び障害者支援に係る研修会を実施し、介護支援事業所職員14名、地域包括支援センター職員6名、障害者支援事業所職員9名、基幹相談支援事業所職員1名等が参加した。	高齢者及び障害者支援に係る研修会を実施し、介護支援事業所27事業所、障害者支援事業所11事業所等が参加した。
	2. ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会等を開催した。自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターの活動支援は、委託相談支援事業所で支援している。	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会等を開催したが、障の場については課題がある。
	3. 障害のある人が、住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。(再掲)	開所事業所数:保育所等訪問支援1事業所、児童発達支援1事業所、放課後等デイサービス1事業所、共同生活援助1事業所、生活介護1事業所、短期入所1事業所、特定相談支援4事業所	開所事業所数:共同生活援助3事業所、児童発達支援1事業所、特定相談支援1事業所
	【変更】4. 東松山市地域生活支援拠点等を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。(再掲)	1) 緊急時支援(短期入所や行動援護等による支援)が見込まれる利用者30名について把握し、リスト化した。 2) 緊急時支援が見込まれる利用者中3名について、実際に緊急時支援を行った。 3) 登録拠点事業所が19事業所から21事業所となった。地域生活支援拠点等連絡会議で情報共有し連携を図った。 4) 地域生活支援拠点事業の運用状況について報告様式を作成・検証し、「一定程度できている」と評価を得た。	1) 緊急時支援(短期入所や行動援護等による支援)が見込まれる利用者30名について把握し、リスト化した。(令和5年3月1日現在) 2) 登録拠点事業所が19事業所となった。(令和5年1月1日現在) 地域生活支援拠点システムの共有が進んだ。 3) 地域生活支援拠点事業の運用状況について報告様式を作成し、検証した。
	5. 障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)	・精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会、障害者の理解促進・啓発に関する研修会を開催した。 ・市内社会福祉法人と協力し、精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会を実施した。	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会を開催した。
	【変更】6. 東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。	<社会福祉課> 普及啓発29件、相談支援237件、関係機関との連携83件、アドバイザー相談13件を行った。	<社会福祉課> 普及啓発20件、相談支援259件、関係機関との連携94件、アドバイザー相談13件を行った。
		目標5 関連実績 ○精神ボランティア養成講座…開催回数:4回 参加延べ人数:72名 ○手話奉仕員養成講座…開催回数:32回 受講者数:36名 修了者数:31名 ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 保育所等訪問支援…1事業所(3事業所→4事業所) 児童発達支援…1事業所(10事業所→11事業所) 放課後等デイサービス…1事業所(11事業所→12事業所) 共同生活援助…1事業所(44事業所→45事業所) 生活介護…1事業所(14事業所→15事業所) 短期入所…1事業所(10事業所→11事業所) 特定相談支援…4事業所(8事業所→12事業所) ○地域生活支援拠点等事業登録事業所数…21事業所 ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…開催回数:1回 参加者数:20名 ○基幹相談支援センター…「地域に対する援助、障害者に対する理解促進啓発研修」民生委員・児童委員を対象に実施(参加者35名) ○総合福祉エリア…「精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会」参加者数:30名	目標5 関連実績 ○精神ボランティア養成講座…開催回数:4回 参加延べ人数:114名 ○手話奉仕員養成講座(基礎)…開催回数:32回 受講者数:19名 修了者数:19名 ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 共同生活援助…3事業所(41事業所→44事業所) 児童発達支援…1事業所(9事業所→10事業所) 特定相談支援…1事業所(7事業所→8事業所) ○地域生活支援拠点等事業登録事業所数…19事業所 ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…開催回数:1回 参加者数:59名(障害福祉サービス事業所、相談支援事業所) ○基幹相談支援センター…「地域に対する援助、障害者に対する理解促進・啓発研修」民生委員・児童委員を対象に実施(参加者51名) ○総合福祉エリア…「精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会」参加者数:30名 ○市成年後見センター支援実績…普及啓発20件、相談支援259件、アドバイザー相談14件

保健・医療に参入すること。	2. 福祉事業者の人材確保のため、就職説明会等を実施します。	＜商工観光課＞ 開催回数：3回 ①シニア向け就職面接会 7/7 参加企業数：10社(市内4社、市外6社)、その内の福祉事業者の参加数：1社 ②東松山地域合同就職相談会 11/28 参加企業数4社(市内3社、市外1社)、その内の福祉事業者の参加数：0社 ③比企地域合同就職相談会 11/15 参加企業数16社(市内3社・市外13社)、その内の福祉事業者の参加数：0社	＜商工観光課＞ 開催回数：4回 ①シニア向け就職面接会 8/31 参加企業数：11社、その内の福祉事業者の参加数：0社 2/7 参加企業数：11社、その内の福祉事業者の参加数：0社 ②東松山地域合同就職相談会 11/9 参加企業数6社、その内の福祉事業者の参加数：0社 11/28 参加企業数3社、その内の福祉事業者の参加数：0社
	3. 基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修、障害者の権利擁護に関する研修を行った。	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修、障害者の権利擁護に関する研修を行った。
	4. 障害のある人が、地域において多様な支援が受けられるよう、包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)	・精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会、障害者の理解促進・啓発に関する研修会を開催した。 ・市内社会福祉法人と協力し、精神障害に関する理解促進・普及啓発研修会を実施した。	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会、障害者の権利擁護に関する研修会を開催した。
	5. 障害のある人が地域の医療機関を受診できるよう、障害のある人、医療機関双方への情報提供等を行います。	・東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」では対象者を児童期と成人期に分け、現状確認リストを基にしたモニタリングを2回実施した。 ・比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」では、モデルケースのモニタリングを通して地域課題を抽出するなど、医療機関と協議している。	・東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」では対象者を児童期と成人期に分け、現状確認リストを基にしたモニタリングを2回実施した。 ・比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」では、モデルケースのモニタリングを通して地域課題を抽出するなど、医療機関と協議している。
	6. 医療機関と障害福祉サービス事業所等との連携を推進します。また、医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備を行います。	東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」、比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」において医療機関と協議している。「医療・福祉連携プロジェクト」では、医療的ケアが必要な障害のある人の受け皿が少ないという課題に対する試みとして、市内生活介護事業所を集めた意見交換の場を開催した。	東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」、比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」において医療機関と協議している。
	7. 難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。	自立支援医療(精神通院)の利用者や難病患者見舞金受給者には各手続きの際に情報提供を行っている。また、ひきこもり相談や東松山市地域自立支援協議会の巡回相談事業などを通じて情報提供を行った。	自立支援医療(精神通院)の利用者や難病患者見舞金受給者には各手続きの際に情報提供を行っている。また、ひきこもり相談や東松山市地域自立支援協議会の巡回相談事業などを通じて情報提供を行った。
	【新規】8. 医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、新たな社会資源の確保や情報提供を行います。	R3から総合福祉エリアで空床利用型短期入所を開始し、延べ4名の利用実績があった。また、東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」において、関係機関による協議の場を年2回開催した。	R3から総合福祉エリアで空床利用型短期入所を開始し、延べ10名の利用実績があった。また、東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」において、関係機関による協議の場を年2回開催した。
		目標6 関連実績 ○事業所立ち上げ相談…17件 (児童発達支援・放課後等デイサービス4件、保育所等訪問1件、共同生活援助4件、就労継続支援B型2件、生活介護2件、計画相談支援4件) ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 保育所等訪問支援…1事業所(3事業所→4事業所) 児童発達支援…1事業所(10事業所→11事業所) 放課後等デイサービス…1事業所(11事業所→12事業所) 共同生活援助…1事業所(44事業所→45事業所) 生活介護…1事業所(14事業所→15事業所) 短期入所…1事業所(10事業所→11事業所) 特定相談支援…4事業所(8事業所→12事業所) ○合同就職面接会、相談会実績 開催回数：3回 参加企業数：30社 うち、福祉事業者：1社 ○基幹相談支援センター事業による相談支援事業所等を対象とした研修会…実施回数：2回 延べ参加者数：66名 ○医療・福祉連携プロジェクト…実施回数：3回 参加機関：13か所	目標6 関連実績 ○事業所立ち上げ相談…11件 (児童発達支援1件、共同生活援助5件、就労継続支援B型1件、生活介護1件) 市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 共同生活援助…3事業所(41事業所→44事業所) 児童発達支援…1事業所(9事業所→10事業所) 特定相談支援…1事業所(7事業所→8事業所) ○合同就職面接会、相談会実績 開催回数：4回 参加企業数：25社 うち、福祉事業者：0社 ○基幹相談支援センター事業による相談支援事業所等を対象とした研修会…実施回数：2回 延べ参加者数：51名 ○医療・福祉連携プロジェクト…実施回数：5回 参加機関：12か所

「子どもたちがとをを進めトの両	1. 保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。	6月・7月／・市内の全保育園(18園)・幼稚園(6園)・子ども園(2園)・幼児園(1園)をカウンセラー・就学相談等」員が訪問し、園児の観察や情報交換を行う ・保護者、学校見学(特別支援学級、通常学級、特別支援学校) 9月～12月／就学時健康診断(就学相談中の子どもの観察)、学校から「特別な配慮を要すると思われる」子どもの報告、最終的な就学先の判断を行うための相談、最終的な就学先の決定 1月～3月／・就学後の支援についての相談(引継ぎ会等) ・市内の全保育園(18園)・幼稚園(6園)・子ども園(2園)・幼児園(1園)、市外の園(14園)に「就学相談だより」をR6年度年長児配布し、保護者への啓発を依頼。 <保育課> 幼児教育研修会や幼保小三者連絡会(関係者の情報交換会)を開催し、幼保小の円滑な接続、幼児教育の充実に取り組んでいる。	員が訪問し、園児の観察や情報交換を行う。 ・保護者、学校見学(特別支援学級、特別支援学校) 10月～12月／・就学時健康診断(就学相談中の子どもの観察)、学校から「特の報告、最終的な就学先の判断を行うための相談、最終的な就学先の決定 1月～3月／・就学後の支援についての相談(引継ぎ会等) <保育課> 幼保小三者連絡会(関係者の情報交換会)において、子どもたちがともに育ち、ついて、協議を行っている。
	2. 児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。	<学校教育課> 令和5年度末 介助員配置状況 市内小中学校特別支援学級に50名配置	<学校教育課> 令和4年度末 介助員配置状況 市内小中学校特別支援学級に53名配置
	【変更】3. 民間の保育園や学童保育が行う、障害のある子どもが通うための建物の構造改善や保育者の加配に対して助成します。	「民間保育所等運営費補助金」※単価は各種算定額の合計額 職員数、園児数、バス維持管理費、障害児(県補助対象)数等 ・若草保育園(3,120,000円 60,000円×延べ52名) ・第二仲よし保育園(1,800,000円 150,000円×延べ12名) ・みどり保育園(120,000円 60,000円×延べ2名) ・高坂ひまわり保育園(3,660,000円 60,000円×延べ11名、150,000円×延べ20名) ・桑の木保育園(60,000円 60,000円×延べ1名)	<保育課> 「民間保育所等運営費補助金」 ・若草保育園(1,980,000円 60,000円×延べ33名) ・仲よし保育園(1,800,000円 150,000円×延べ12名) ・第二仲よし保育園(1,000,000円 100,000円×延べ10名) ・高坂ひまわり保育園(3,060,000円 60,000円×延べ6名、150,000円×延べ18名)
	4. 障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。	<学校教育課> ・令和5年度 障害児介助員研修会 年3回実施(4月、7月、12月) 介助員の心得、近隣特別支援学校職員からの研修等 ・令和5年度 特別支援学級担当者研修会1回実施(7月) グループ討議、特別支援学校教員による講義 ・令和5年度 発達に気になる子を支えるネットワーク研修1回実施(8月) ※西部比企地域支援センターと共催 ・令和5年度 特別支援教育コーディネーター連絡会2回実施(5月、11月) 情報交換総合教育センターカウンセラーによる講義 <障害者福祉課> ・市地域自立支援協議会「子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で、保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、放課後等デイサービス、相談支援事業所、医療、行政職員を対象に「ともに育ちあう」を考える研修会を実施した。また、巡回相談支援を市内小中学校8校16回実施し、各校の教員と専門職との意見交換を通して資質向上に取り組んだ。	<学校教育課> 令和4年度 障害児介助員研修会 年2回実施(4月、12月) 介助員の心得、近隣特別支援学校職員からの研修等 ※新型コロナウイルス感染症 <障害者福祉課> ・市地域自立支援協議会「子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で、経験年数う」を考える研修会を実施した。また、巡回相談支援を市内小中学校7校9回実施を通して資質向上に取り組んだ。
	5. 医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。	<学校教育課> 令和5年度末 介助員配置状況 市内小中学校特別支援学級に50名配置 看護師配置数…小学校1名・中学校0名 ※中学校は対象者いないため <保育課> ・まつやま保育園にて医療的ケア児1名を受入し、看護師1名を配置 ・発達に心配がある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問し、集団生活が行えるように、本人とスタッフの支援を行う巡回支援事業を実施。	<学校教育課> 令和4年度末 介助員配置状況 市内小中学校特別支援学級に53名配置 <保育課> ・医療的ケアが必要な園児の実績なし ・発達に心配がある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問し、集団生活が行える巡回支援事業を実施。
	6. 保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。	<学校教育課> ・令和5年度 就学相談調整会議 年4回実施(7月、9月、11月、1月) ・令和5年度 特別支援学校との交流について 各学校が東松山特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校のコーディネーターと連絡を取り合い、センター的利用を行っている。 ※コーディネーター派遣を受けた回数は12回(埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校、東松山特別支援学校から唐子小、高坂小、青島小、野本小、桜山小、新宿小、白山中、南中へ) ・令和5年度 支援席学習 通常学級支援籍(特別支援学校から市内小中学校へ) 11校12人 特別支援学校支援籍(市内小中学校から特別支援学校へ) 5校5人	<学校教育課> ・令和4年度 就学相談調整会議実施状況 年4回実施(7月、9月、11月、1月) ・令和4年度 特別支援学校との交流について 各学校が東松山特別支援学校コーディネーターと連絡を取り合い、センター的利用を行っている。 ※コーディネーター派遣を受けた回数は16回(埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校、南中へ6回、東松山特別支援学校から松一小、新明小、大岡小、松二小、市
【新規】7. 子育て世代包括支援センター等において、発達に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。	<子育て支援課> ・子育て支援課、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、子育てサークルと連絡調整を行った。 <健康推進課> ・助産師:健康推進課(子育て世代包括支援センター)に配置。	<子育て支援課> ・子育て支援課、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、子育てサークルと連絡調整を行った。 <健康推進課> ・助産師:健康推進課(子育て世代包括支援センター)に配置。	
	目標1 関連実績 ○市内全保育園(18園)・幼稚園(6園)・子ども園(2園)・幼児園(1園)をカウンセラー・就学相談専門員が訪問 ○就学相談調整会議の実施…4回 件数:延25名 ○市内小中学校介助員配置数…50名 ○市内小中学校看護師配置数…小学校1名、中学校0名 ※中学校は対象者いないため ○民間保育所等運営費補助金…8,760,000円 5園 ○障害児介助員研修会…3回実施 ○特別支援学級担当者研修会…1回実施 ○発達に気になる子を支えるネットワーク研修…1回実施	目標1 関連実績 ○市内全保育園(16園)・幼稚園(8園)・子ども園(2園)・幼児園(1園)をカウンセラー・就学相談専門員が訪問 ～7月) ○就学相談調整会議の実施…4回 件数:延14名 ○市内小中学校介助員配置数…53名 ○市内小中学校看護師配置数…小学校1名、中学校0名 ※中学校は対象者いないため ○民間保育所等運営費補助金…7,840,000円 4園 ○障害児介助員研修会…2回実施 ○医療的ケアが必要な園児の実績なし	

当事者 や長期			
	2. 学童保育において、障害のある児童を受け入れます。	<保育課> 42名(新規8名、継続34名)	<保育課> 45名(新規15名、継続30名)
	3. 障害のない子どもとともに、学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます。	長期休業期間についても、障害のあるなしに関わらず、学童保育の利用を希望する児童の受入れを行っている。	長期休業期間についても、障害のあるなしに関わらず、学童保育の利用
高校、 実心得		目標2 関連実績 ○市内中学校における障害のある生徒の部活動等参加者数…38名(5校70名中) ○学童保育を利用した児童数…42名(新規8名、継続34名) ○放課後等ディサービス実利用人数 小学生61名、中学校33名、高校生28名	目標2 関連実績 ○市内中学校における障害のある生徒の部活動等参加者数…44名(5 ○学童保育を利用した児童数…45名(新規15名、継続30名) ○放課後等ディサービス実利用人数 小学生67名、中学校30名、高校
	【変更】1. 卒業後の進路選択に際し、本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。	・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザインフォーラムや中高生による職業体験を開催することで、卒業後の進路についての情報提供等を行った。 ・障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。	・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザ 卒業後の進路についての意識改革や情報提供を行った。 ・障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め 携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。
	2. 障害のある人が高校などに進む上で必要な支援体制の確保を県などの関係機関に働きかけます。	高校などに進学する際は、市内中学校から引継ぎを実施している。入学後も高校と連携し、情報交換を行っている。	高校などに進学する際は、市内中学校から引継ぎを実施している。入学
員が障害 と。		目標3 関連実績 ○東松山市障害者進路支援連絡会議 ・キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 (内容)「障害のあるこどもの進路選択(保護者体験談)」市内の就労支援や相談支援等基幹による事業内容及び事例説明」 ・中高生による職業体験…参加者数5名	目標3 関連実績 ○東松山市障害者進路支援連絡会議 ・キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 (内容)「障害者雇用を行う企業の取組」「市内の就労支援や相談支援等 介」 ・中高生による職業体験…参加者数2名
	1. 障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などが、コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。	<学校教育課> ・令和5年度 就学相談調整会議 年4回実施(6月、9月、10月、1月) 件数:延べ25名 ・令和5年度 障害児介助員研修会 年3回実施(4月、7月、12月) ・カウンセラー、専門員による行動観察とケース会議 ※校長の要請により随時実施	<学校教育課> ・令和4年度 就学相談調整会議実施状況 年4回実施(7月、9月、11 ・令和4年度 障害児介助員研修会実施状況 年2回実施(4月、12月) ・令和4年度 相談員研修会(総合教育センター内のカウンセラー(11月 ・カウンセラー、専門員による行動観察とケース会議※校長の要請により
	1. 市は、障害者差別解消法に基づき、障害のある児童生徒に対して、障害の特性に配慮した支援を提供するとともに、相談に応じます。	障害を理由とする差別に関する相談窓口を学校教育課に設置している。	障害を理由とする差別に関する相談窓口を学校教育課に設置している。
の違いを 園、小・ 互いに連 確実に進		<学校教育課> ・令和5年度 就学相談調整会議 年4回実施(6月、9月、10月、1月) 件数:延べ25名 ・令和5年度 障害児介助員研修会 年3回実施(4月、7月、12月) <障害者福祉課> 自立支援協議会の全体会、幹事会、連絡会、プロジェクトに関係機関も参加し、情報交換等を行い、連携を深めている。	<学校教育課> ・令和4年度 就学相談調整会議実施状況 年4回実施(7月、9月、11 ・令和4年度 障害児介助員研修会実施状況 年2回実施(4月、12月) ・令和4年度 相談員研修会(総合教育センター内のカウンセラー(11月 <障害者福祉課> 自立支援協議会の全体会、幹事会、連絡会、プロジェクトに関係機関も参 深めている。
	2. 保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、継続的な支援を実施します。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。(一部再掲)		
		目標5 関連実績 ○市内小中学校介助員配置数…50名 ○就学相談調整会議の実施…4回 件数:延25名 ○障害児介助員研修会…3回実施 ○特別支援学級担当者研修会…1回実施 ○発達が気になる子を支えるネットワーク研修…1回実施 ○特別支援教育コーディネーター連絡会…2回実施 ○特別支援教育コーディネーター会議…2回実施 ○特別支援学級担当者研修会…1回実施	目標5 関連実績 ○市内小中学校介助員配置数…53名 ○就学相談調整会議の実施…4回 件数:延14名 ○障害児介助員研修会…2回実施 ○特別支援教育コーディネーター会議…1回 ○特別支援学級担当者研修会…実施回数:中止

や選択 必要な訓 もその後 何度も	【変更】2. 本人・家族及び関係機関と連携を図り、本人の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援を行います。	比企地域自立支援協議会において、就労系障害福祉サービス事業所等を対象とした研修会を開催した。また、東松山特別支援学校保護者説明会で、保護者に対して就労アセスメントに係る手続きの説明を行った。	比企地域自立支援協議会において、就労系障害福祉サービス事業所等を対象とした研修会を開催した。また、東松山特別支援学校保護者説明会で、保護者に対して就労アセスメントに係る手続きの説明を行った。
	【変更】3. 卒業後の進路選択に際し、一般就労を含め本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。	・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザインフォーラムや中高生による職業体験を開催し、卒業後の進路についての情報提供等を行った。 ・障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。(再掲)	・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザインフォーラムや中高生による意識改革や情報提供を行った。 ・障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。
	4. 障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。また、当該就労系障害福祉サービス事業所に新たな利用者を紹介します。	・就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業の利用につながった人はいなかったが、生活介護等から就労移行支援の利用し、就労継続支援B型事業所利用につながった人が1名いた。 ・就労継続支援事業所等を利用している人が、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がられるよう相談支援専門員を中心に随時調整をしている。	・就労継続支援B型事業所から1名が就労移行支援事業の利用につながった。 ・就労継続支援事業所等を利用した人が、その後、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がられるよう関係機関と協議をしている。
	5. 就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労や、生活介護事業所利用者の就労系サービス事業所利用を支援することにより地域における循環型の日中活動支援の仕組みの構築を目指します。	・東松山市相談支援事業所連絡会議にて就労継続支援B型事業所に通う125名に対しモニタリング調査を行った結果、5名が就労移行支援の必要性ありとなった。うち、2名が一般就労した。 ・生活介護等から就労移行支援の利用し、就労継続支援B型事業所利用につながった人が1名いた。	東松山市相談支援事業所連絡会議にて就労継続支援B型事業所に通う125名に対しモニタリング調査を行った結果、5名が就労移行支援の必要性ありとなった。
		目標1 関連実績 ○就労定着支援利用件数…11件 ○就労系障害福祉サービス事業所を対象とした研修会…参加人数:24名、20事業所 ○障害者就労支援センターザック利用者(東松山市在住者に限る)の就職件数…8名 ○就労系障害福祉サービス事業所から一般就労した人数…19名 ○比企地域自立支援協議会就労支援連絡会アセスメント実施人数…7名 ○キャリアデザインフォーラム参加者数…13名 ○中高生による職業体験参加者数…5名 ○就労継続支援B型から就労移行支援へ利用を移行した人数…0名 ○生活介護事業所から就労移行支援を利用し就労継続支援B型を利用した人数…1名	目標1 関連実績 ○就労定着支援利用件数…11件 ○就労系障害福祉サービス事業所を対象とした研修会…参加人数:24名、20事業所 ○障害者就労支援センターザック利用者(東松山市在住者に限る)の就職件数…8名 ○就労系障害福祉サービス事業所から一般就労した人数…12名 ○比企地域自立支援協議会就労支援連絡会アセスメント実施人数…7名 ○キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 ○中高生による職業体験参加者数…2名 ○就労継続支援B型から就労移行支援へ利用を移行した人数…1名
業者は、 る商品や 有利な条	1. 就労系障害福祉サービス事業者が提供しているサービスや商品を市のホームページなどを活用して紹介します。	市HPにてチャレンジショップ出店事業所が販売している物品を掲載している。	市HPにてチャレンジショップ出店事業所が販売している物品を掲載している。
	2. 就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジショップを引き続き実施します。	チャレンジショップを継続して実施した。参加事業所は4事業所、年間売上合計は993,780円であった。	チャレンジショップを継続して実施した。参加事業所は1事業所増加し、年間売上合計は1,863,620円であった。
	3. 障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。	障害者就労施設からの物品購入金額は1,154,500円、役務の提供は7,266,366円であり、調達金額合計は8,420,866円であった。	障害者就労施設からの物品購入金額は1,161,790円、役務の提供は7,133,161円であり、調達金額合計は8,274,951円であった。
		目標2 関連実績 ○チャレンジショップ参加事業所数…4事業所 ○チャレンジショップ売上実績額…993,780円 ○障害者就労施設から調達実績額…8,420,866円 (うち物品購入1,154,500円、役務7,266,366円)	目標2 関連実績 ○チャレンジショップ参加事業所数…4事業所 ○チャレンジショップ売上実績額…1,863,620円 ○障害者就労施設から調達実績額…8,274,951円 (うち物品購入1,161,790円、役務7,133,161円)

障害のある 人に対する 支援	2. 心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣する等、多様な働き方ができるよう支援を行っている。	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又はジョブコーチを派遣し、多様な働き方ができるよう支援を行っている。
	3. 就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる支援体制を検討します。	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣し、働くことができるよう支援を行っている。（一部再掲）	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又はジョブコーチを派遣し、働くことができるよう支援を行っている。（一部再掲）
		目標3 関連実績 ○就労定着支援利用件数…11件 ○障害者就労支援センターザック利用者（東松山市在住者に限る）の就職件数…8名 ○就労系障害福祉サービス事業所から一般就労した人数…19名	目標3 関連実績 ○就労定着支援利用件数…11件 ○障害者就労支援センターザック利用者（東松山市在住者に限る）の就職件数…12名 ○就労系障害福祉サービス事業所から一般就労した人数…12名
障害のある 人に対する 支援	1. 障害のある人の実習の受け入れを積極的に行います。	東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、中高生による職業体験を実施し、協力企業6社について、5名が参加した。	東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、職業体験を実施し、5名が参加した。
	2. 障害のある人の雇用については、障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別解消指針にのっとり行います。	<人事課> 法律等に基づき、障害者が不利となるような条件を付すことなく採用を行っている。	<人事課> 法律等に基づき、障害者が不利となるような条件を付すことなく採用を行っている。
	3. 障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。	<人事課> 令和5年度の雇用率は2.66%で法定雇用率を上回っている。	<人事課> 令和4年度の雇用率は2.58%で法定雇用率を下回っているものの、しななければならない障害者職員数は満たしている。
	4. 障害のある人の雇用に必要な職員への教育を計画的かつ定期的に行います。	<人事課> 新規採用職員を対象に、障害者差別解消法を中心とした、障害を理由とする差別の解消や障害のある方への配慮などに関する研修を行っている。	<人事課> 新規採用職員を対象に、障害者差別解消法を中心とした、障害を理由とする差別の解消や障害のある方への配慮などに関する研修を行っている。
	5. 障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組めます。	<人事課> 障害のある職員が働きやすいよう、必要な配慮を確認した上で、物資の購入などの環境整備に取り組んでいる。	<人事課> 障害のある職員が働きやすいよう、必要な配慮を確認した上で、物資の購入などの環境整備に取り組んでいる。
	6. 障害のある人とともに働くことの意義や方法についての啓発を行います。	・東松山市商工会商業部に改正障害者差別解消法にかかる「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」や「合理的配慮の提供義務化」等のチラシを配布した。	・東松山市商工会商業部に「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」の案内チラシを配付した ・令和4年度広報ひがしまつやま10月号に障害のある人の就労についての特集を4頁掲載
	7. 障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。（再掲）	障害者就労施設からの物品購入金額は1,154,500円、役務の提供は7,266,366円であり、調達金額の合計は8,420,866円であった。	障害者就労施設からの物品購入金額は1,161,790円、役務の提供は7,113,161円であり、調達金額の合計は8,274,951円であった。
	8. 障害のある人の雇用や合理的配慮などについて、事業者間の情報共有を行います。また、優れた取組を行っている事業者を紹介することで、障害のある人の雇用がより円滑に実施できるようにします。	障害者就労支援センターザックが行う就労支援において、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。また、事業者向けの説明会等にて、優れた取組を行っている事業者を紹介している。	障害者就労支援センターザックが行う就労支援において、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。また、事業者向けの説明会等にて、優れた取組を行っている事業者を紹介している。
	9. その人の心身の状況に応じ、一般就労と福祉的就労を、また、就労系障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよう支援を行います。（一部再掲）	・就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業の利用につながった人はいなかったが、生活介護等から就労移行支援の利用し、就労継続支援B型事業所利用につながった人が1名いた。 ・就労継続支援事業所等を利用している人が、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がれるよう相談支援専門員を中心に随時調整をしている。	・就労継続支援B型事業所から1名が就労移行支援事業の利用につながった。 ・就労継続支援事業所等を利用した人が、その後、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がれるよう関係機関と協議をしている。
		目標4 関連実績 ○中高生による職業体験参加者数…5名 ○障害者雇用率…2.66%（令和5年法定雇用率2.66%） ○障害者就労施設から調達実績額…8,420,866円（うち物品購入1,154,500円、役務7,266,366円）	目標4 関連実績 ○中高生による職業体験参加者数…2名 ○障害者雇用率…2.58%（令和4年法定雇用率2.66%） ○障害者就労施設から調達実績額…8,274,951円（うち物品購入1,161,790円、役務7,113,161円）

もに働く・ に取組	商品を紹介します。(一部再掲)		
	【変更】2. 当事者、企業や行政機関、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、事業者間の情報共有を行います。(一部再掲)	市地域自立支援協議会や障害者計画等策定委員会にて、障害のある人の雇用について、情報交換を行った。	市地域自立支援協議会や障害者計画等策定委員会にて、障害のある人を行った。
	3. 重度の障害のある人や精神障害のある人など長時間の継続的な就労が困難な人の就労の在り方を試行し、その成果を広めます。	・障害者就労支援センターザックの企業訪問等において、企業における障害特性に配慮した多様な働き方の促進のための提案や助言を行っている。 ・市役所内に設置しているチャレンジジョブにて重度の障害のある人や精神障害のある人などへ就労の場を提供している。	・障害者就労支援センターザックの企業訪問等において、企業における方の促進のための提案や助言を行っている。 ・市役所内に設置しているチャレンジジョブにて重度の障害のある人の場を提供している。
	4. 生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。	事業所設置を検討している法人に対して、利用者ニーズの情報提供を行った。生活介護事業所は医療的ケアが必要な人にも対応できる事業所が1か所開設した。	事業所設置を検討している法人に対して、利用者ニーズの情報提供を無かった。
	【変更】5. 業務や工事の発注、物品の購入を行うに当たって、総合評価方式による入札を実施する際には、引き続き、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えます。また、特例子会社など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めます。	＜政策推進課＞ 令和5年度は新たに月夜野輸送㈱が操業を開始した。障害者の就労については、「第2期東松山市まちひと・しごと創生総合戦略」において施策として位置づけており、障害者をはじめ多様な人材の活躍を推進するとしている。	＜政策推進課＞ 総合評価方式における入札を実施する事業の内容を考慮した上で、必状況の評価項目に加えることを検討している。
	6. 一般的に就労が難しいといわれる人に十分配慮し、障害のある人の雇用と実習の受け入れを積極的に行います。(一部再掲)	＜人事課＞ 令和5年度中に障害者を対象とした採用試験を実施した結果、1名を採用した。 ＜障害者福祉課＞ ・障害の種類を問わず、障害のある人を対象とした採用試験を継続的に実施し、採用に繋げている。 ・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」で、中高生による職業体験を実施し、実習の受入を進めている。	＜人事課＞ 令和4年度中に障害者を対象とした採用試験を実施した結果、計3名を ＜障害者福祉課＞ ・障害の種類を問わず、障害のある人を対象とした採用試験を継続的 ・東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、職業体験
	7. 商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害のある人の雇用を働きかけます。	・東松山市商工会商業部に改正障害者差別解消法にかかる「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」や「合理的配慮の提供義務化」等のチラシを配布した。	東松山市商工会商業部に「障害者の差別解消に向けた理解促進ポールの障害者雇用のおすすめ」の案内チラシを配付した。
	【変更】8. 商工会や雇用対策協議会など雇用する側と、障害者就労支援センターザックなど就労を支援する側とが情報交換等を行います。	障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務において、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。	障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提としたにおいて、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。
	9. 働いている人の工賃をより向上できるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者に発注可能な業務や物品の拡大を進めます。	障害者就労施設からの物品購入金額は1,154,500円、役務の提供は7,266,366円であり、調達金額の合計は8,420,866円であった。	障害者就労施設からの物品購入金額は1,161,790円、役務の提供はの合計は8,274,951円であった。
	10. 障害のある人の家族が、安心して働くことができる環境づくりを進めます。	開所事業所数：保育所等訪問支援1事業所、児童発達支援1事業所、放課後等デイサービス1事業所、共同生活援助1事業所、生活介護1事業所、短期入所1事業所、特定相談支援4事業所	開所事業所数：共同生活援助3事業所、児童発達支援1事業所、特定
		目標5 関連実績 ○東松山市商工会商業部へのチラシの配布…1,700社 ○医療的ケアが必要な人を受け入れる生活介護事業所の開設…1事業所 ○企業誘致取組実績…令和5年度創業開始：1社 ○市役所内で障害者を対象とした採用試験を実施…1名採用 ○中高生による職業体験参加者数…5名 ○障害者就労施設から調達実績額…8,420,866円 (うち物品購入1,154,500円、役務7,266,366円) ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 保育所等訪問支援…1事業所(3事業所→4事業所) 児童発達支援…1事業所(10事業所→11事業所) 放課後等デイサービス…1事業所(11事業所→12事業所) 共同生活援助…1事業所(44事業所→45事業所) 生活介護…1事業所(14事業所→15事業所) 短期入所…1事業所(10事業所→11事業所) 特定相談支援…4事業所(8事業所→12事業所)	目標5 関連実績 ○東松山市商工会商業部へのチラシの配布…1,100社 ○企業誘致取組実績…令和4年度創業開始：2社 ○市役所内で障害者を対象とした採用試験を実施…3名採用 ○中高生による職業体験参加者数…2名 ○障害者就労施設から調達実績額…8,274,951円 (うち物品購入1,161,790円、役務7,113,161円) ○市内における新規障害福祉サービス事業所開所件数 共同生活援助…3事業所(41事業所⇒44事業所) 児童発達支援…1事業所(9事業所⇒10事業所) 特定相談支援…1事業所(7事業所⇒8事業所)

	らず交流し活動できる場を設けます。	<地域支援課>（市民活動センター） ・車椅子を設置しており補助が必要な利用者は職員が対応している。 ・施設内のすべての階段が安全に上り下りできるよう階段両側へ手すりを設置している。 ・聴覚障害者への対応として筆談での窓口対応を行っている。	<地域支援課>（市民活動センター） ・車椅子を設置しており補助が必要な利用者は職員が対応している。 ・施設内のすべての階段が安全に上り下りできるよう階段両側へ手すりを設置している。 ・聴覚障害者への対応として筆談での窓口対応を行っている。
2. 当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。（一部再掲）	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座を開催した。 ○精神ボランティア養成講座…実施回数：4回 延べ参加者数：72名 ○手話奉仕員養成講座修了者数…31名	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座を開催した。 ○精神ボランティア養成講座…実施回数：4回 延べ参加者数：114名 ○手話奉仕員養成講座修了者数…14名	
【変更】3. 障害のある人が参加できる芸術・文化活動やスポーツなどへの参加の促進を図るため、市広報紙やホームページ、東松山市地域自立支援協議会等を通じて、情報提供を行います。	・ふれあいピックを始めとする埼玉県が開催する障害者のスポーツ大会・教室についてポスターの掲示や市ホームページへの掲載、事業所への周知依頼等広く周知した。 ・市が開催するスポーツ・レクリエーション教室は各通所支援事業所や特別支援学校へ周知を依頼した。 ・障害者作品展については、市地域自立支援協議会及び障害者計画等策定委員会で情報提供を行った。	・ふれあいピックを始めとする埼玉県が開催する障害者のスポーツ大会・教室についてポスターの掲示や市ホームページへの掲載、事業所への周知依頼等広く周知した。 ・市が開催するスポーツ・レクリエーション教室は各通所支援事業所や特別支援学校へ周知を依頼した。 ・障害者作品展については、市地域自立支援協議会及び障害者計画等策定委員会で情報提供を行った。	
4. 障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業等により、様々な種目を提案します。	スポーツレクリエーション教室を4回開催し、ボッチャ等の種目を行った。参加者数は46名（参加者33名、家族13名）	スポーツレクリエーション教室を3回開催し、ボッチャ等の種目を行った。参加者数は46名（参加者33名、家族13名）、事業所職員1名）	
【新規】5. 県が設置するヒューマンライブラリー を広く周知するとともに、登録を促します。	県からの情報提供等なし （補足）R6. 10月に開始。周知依頼等はR6年度中の予定。	県からの情報提供等なし （補足）県のワーキングにおいて「彩の国いろどりライブラリー」と名称が決まるとの予定。	
	目標1 関連実績 ○精神ボランティア活動支援事業…開催回数：4回 延べ参加人数：72名 ○手話奉仕員養成講座（入門）…開催回数：32回 受講者数：36名 修了者数：31名 ○障害者作品展…参加事業所：市内生活介護事業所13事業所・就労継続支援B型事業所3事業所ほか ○スポーツ・レクリエーション教室…参加者数：46名（参加者33名、家族13名）	目標1 関連実績 ○精神ボランティア養成講座…開催回数：4回 参加延べ人数：114名 ○手話奉仕員養成講座（基礎）…開催回数：32回 受講者数：19名 修了者数：14名 ○障害者作品展…参加事業所：市内生活介護事業所11事業所・就労継続支援B型事業所3事業所ほか ○スポーツ・レクリエーション教室…参加者数：43名（参加者28名、家族14名）	
1. 地域で行われるスポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動に障害のある人も参加することを基本的な方針として確立、共有するとともに、地域へ理解促進を働きかけます。	<スポーツ課> ・第3期東松山市スポーツ推進計画において、市の健康福祉部門や障害者支援団体と連携して障害のある人のスポーツ活動を支援することを明記。 ・第46回日本スリーデーマーチにおいて、車いすを利用されている方や障害のある方がボランティアスタッフとともに10キロコースを歩く「ゆっくりウォーク」を実施したほか、スリーデーの会場内におむつ替えテントを用意して、参加しやすい環境づくりを行った。今後も継続予定。 <障害者福祉課> ・スポーツ・レクリエーション教室において、スポーツ推進委員が参加し障害のある人のスポーツ活動に対する理解促進を図った。 ・市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇を後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。 <生涯学習課> ・高田博厚展開催中は、入場希望者に速やかに対応できるよう、会場案内係や車いすを配置している。 ・高田博厚展に来場できない方にも作品をご覧いただけるよう市民文化センター・図書館にて常設展示を実施している。	<スポーツ課> 第45回記念大会日本スリーデーマーチにおいて、車いすを利用されている方や障害のある方がボランティアスタッフとともに10キロコースを歩く「ゆっくりウォーク」を実施した。 <障害者福祉課> ・スポーツ・レクリエーション教室において、スポーツ推進委員が参加し障害のある人のスポーツ活動に対する理解促進を図った。 ・市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇を後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。 <生涯学習課> ・高田博厚展開催中は、入場希望者に速やかに対応できるよう、会場案内係や車いすを配置している。 ・高田博厚展に来場できない方にも身近で作品をご覧いただけるよう各市民文化センター・図書館にて常設展示を実施している。	
2. 障害のある人を含めた市民による芸術・文化活動の場づくりに対する支援を行います。	高田博厚展と障害者作品展を同時開催するとともに、来場者感想ノートを設置することで、理解が広まった。また、市役所ロビーでも障害者週間に合わせて作品展を開催し、芸術・文化活動の支援を行った。	高田博厚展と障害者作品展を同時開催するとともに、来場者感想ノートを設置した。	
3. スポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に従事する人に対して障害の理解に関する支援を行います。	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。	
4. 市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすいようにするための必要な環境の改善を行います。	<地域支援課> ・市民活動センターで開催している月例ウォーキングでは、なるべく起伏の少ないコースを設定し、必要に応じてウォーキングリーダーが補助しているほか、運動系の講座では、ヨガや太極拳、フラダンスなど動きが激しくないものを実施している。	<地域支援課> 市民活動センターで開催している講座や月例市民ウォーキングについて、障害のある人が参加しやすいようにするための必要な環境の改善を行っている。	
5. 地区の体育祭などのスポーツ関連行事に障害のある人が参加できるよう、地域へ理解促進を働きかけます。	<スポーツ課> ・市内各体育館等の体育施設に埼玉県思いやり駐車場制度による優先駐車区画を設け、施設利用者への配慮を行っている。 ・障害者福祉課で開催しているスポーツレクリエーション教室に、スポーツ推進委員を派遣し、障害がある人のスポーツへの理解を広めることに寄与している。	<スポーツ課> 障害者福祉課で開催しているスポーツレクリエーション教室に、スポーツ推進委員を派遣し、障害がある人のスポーツへの理解を広めることに寄与している。	
6. 障害のある人が地域で芸術・文化活動やスポーツに参加できるよう、人材の育成や確保を図ります。	スポーツ推進員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。	スポーツ推進員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。	
7. 障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果等を周知し、同様の活動をしている市民との交流を促します。	・高田博厚展と障害者作品展を同時開催するとともに、来場者感想ノートを設置した。また、市役所ロビーでも障害者週間に合わせて作品展を開催した。 ・スポーツレクリエーション教室を実施し、市民との交流を促進した。	・高田博厚展と障害者作品展を同時開催するとともに、来場者感想ノートを設置した。 ・スポーツレクリエーション教室を実施し、市民との交流を促進した。	
【新規】8. 障害のある人に地域で行われる芸術・文化を鑑賞する機会を拡大するため、字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供を行います。	市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇を後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。	全日本ろうあ連盟記念映画の上映や、市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇を後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。	

	ページで公開した。	
きらめき出前講座等において、ともに暮らす地域づくりに関連したテーマ取り入れます。また、これらの利用促進を図ります。	一般市民への理解を広める機会となるよう、きらめき出前講座メニューにR4から「障害への理解」を加え4回実施した。また、「私たちのまちの障害者福祉サービス」という講座メニューは1回実施した。	一般市民への理解を広める機会となるよう、きらめき出前講座メニューに新(実績1回)。そのほか、「私たちのまちの障害者福祉サービス」という講座メニュ
障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた啓発や研修に、団体事業者などが取り組むことに対して支援を行います。	・市地域自立支援協議会「子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で、幼稚園・保育園・市内小中学校職員を対象に「ともに育ちあう」を考える研修会を実施した。 ・きらめき出前講座や委託相談支援事業等を通じて民生委員・児童委員等に、障害のある人の障害特性や配慮すべき事項を伝えた。 ・東松山市商工会商業部に改正障害者差別解消法にかかる「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」や「合理的配慮の提供義務化」等のチラシを配布した。	・市地域自立支援協議会「子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で、経験年育ちあう」を考える研修会を実施した。 ・きらめき出前講座や委託相談支援事業等を通じて民生委員・児童委員等に慮すべき事項を伝えた。 ・当事者団体が主催する障害のある人への理解啓発を目的としたイベントのコミュニケーション向上に向けた研修等について支援を行った。
当事者や家族の体験や意見を市民が聞くための機会を通じた障害理解場を設けます。	進路支援連絡会議のキャリアデザインフォーラムにおいて、障害のある子どもの職業体験の報告を保護者から報告を行った。	進路支援連絡会議のキャリアデザインフォーラムにおいて、障害のある子ども報告を行った。
障害のある人に配慮した生活関連施設の環境整備・改善は、障害のな人にも有益であることの意識啓発を定期的かつ継続的に行います。	・一般市民への理解を広める機会となるよう、きらめき出前講座メニューにR4から「障害への理解」を加え4回実施した。また、「私たちのまちの障害者福祉サービス」という講座メニューも1回実施し「ともに暮らす」ことの重要性を伝えた。 ・市地域自立支援協議会普及・啓発プロジェクトで作成した動画を、市役所ロビーと高坂駅前のデジタルサイネージで公開した。	・一般市民への理解を広める機会となるよう、きらめき出前講座メニューに新(実績1回)。そのほか、「私たちのまちの障害者福祉サービス」という講座メニューの重要性を伝えた。 ・市地域自立支援協議会普及・啓発プロジェクトで動画を作成し、公開した。
聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話を行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成するとともに、要約記奉仕員の育成を埼玉県に働きかけます。	手話奉仕員養成講座(入門)を開催し、31名が講座を修了した。	手話奉仕員養成講座(基礎)を開催し、14名が講座を修了した。
難病や内部障害、聴覚障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)など外見では分かりにくい障害に対する正しい認識と理解がられるよう啓発活動を行います。	市広報紙やホームページでヘルプマーク及びヘルプカードについて周知し、障害者福祉課窓口にてヘルプマーク186個、ヘルプカード23枚を配布した。	市広報紙やホームページでヘルプマーク及びヘルプカードについて周知し、ク182個、ヘルプカード22枚を配布した。
所規】8. 東松山市手話言語条例の基本理念ののっとり、手話を使用しやすい環境を整備します。	・東松山市手話言語条例に基づく聴覚障害者等の意見を聴くための協議の場の新たに設置し、3回実施した。 ・手話通訳者派遣事業において、情報端末を活用した遠隔手話通訳を導入した。	・埼玉県と共催し手話リレーキャンペーンin東松山を実施した。 ・東松山市手話言語条例に基づく聴覚障害者等の意見を聴くための協議の場
	目標1 関連実績 ○障害者作品展…参加事業所:市内生活介護事業所13事業所・就労継続支援B型事業所3事業所 来場者数…445名(23日間) ○精神ボランティア活動支援事業…開催回数:4回 延べ参加人数:72名 ○きらめき出前講座…実施回数:5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名) ○基幹相談支援センター「地域に対する援助、障害者に対する理解促進・啓発研修」参加:35名(民生委員・児童委員) ○東松山市商工会商業部へのチラシの配布…1,700社 ○障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議 ともに育ちあう研修会…参加者数23名 ○東松山障害者進路支援連絡会議・キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 ○手話奉仕員養成講座…開催回数:32回 受講者数:36名 修了者数:31名 ○精神ボランティア活動支援事業…開催回数:4回 参加人数:72名 ○ヘルプマーク配付数:186個 ヘルプカード配付数:23枚 ○手話言語条例に基づく協議の場…実施回数3回 ○遠隔手話通訳の導入	目標1 関連実績 ○障害者作品展…参加事業所:市内生活介護事業所11事業所・就労継続支援B型事業所3事業所 来場者数…412名(23日間) ○精神ボランティア養成講座…開催回数:4回 参加延べ人数:114名 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名) ○基幹相談支援センター「地域に対する援助、障害者に対する理解促進・啓発研修」参加:35名(民生委員・児童委員) ○東松山市商工会商業部へのチラシの配布…1,100社 ○障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議 ともに育ちあう研修会…参加者数23名 ○東松山障害者進路支援連絡会議・キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 ○手話奉仕員養成講座…開催回数:32回 受講者数:19名 修了者数:14名 ○精神ボランティア活動支援事業…開催回数:4回 参加人数:114名 ○ヘルプマーク配付数:182個 ヘルプカード配付数:22枚
誰もが地域福祉の担い手となれるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと、情報交換等を行う場を設けます。	基幹相談支援センター事業やきらめき出前講座、スポーツ・レクリエーション事業、防災訓練等を通して、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と情報交換を行った。	基幹相談支援センター事業やきらめき出前講座、スポーツ・レクリエーション事業、防災訓練等を通して、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と情報交換を行った。
入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を担えるよう支援を行います。	・全施設入所者82名に対し、モニタリングに合わせた地域移行に関する聞き取り調査を実施し、70名から回答を得た結果、総合的な地域移行の可能性がある人は13名だった。 ・地域生活の場の一つである共同生活援助(グループホーム)事業所が1事業所開設した。	・相談支援事業所連絡会議で入所者に対する聞き取り調査を試行的に実施し、70名から回答を得た結果、総合的な地域移行の可能性がある人は13名だった。 ・地域生活の場の一つである共同生活援助(グループホーム)事業所が3事業所開設した。
市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流活動できる場を設けます。(再掲)	<高齢介護課>(市民福祉センター) 障害者用駐車場が入口近くに設置しているほか、障害のある方が利用の際は、必要に応じて職員による見守りを行っている。 <地域支援課>(市民活動センター) ・車椅子を設置しており補助が必要な利用者は職員が対応している。 ・施設内のすべての階段が安全に上り下りできるよう階段両側へ手すりを設置している。 ・聴覚障害者への対応として筆談での窓口対応を行っている。	<高齢介護課>(市民福祉センター) 障害者用駐車場が入口近くに設置しているほか、障害のある方が利用の際は、必要に応じて職員による見守りを行っている。 <地域支援課>(市民活動センター) ・車椅子を設置しており補助が必要な利用者は職員が対応している。 ・施設内のすべての階段が安全に上り下りできるよう階段両側へ手すりを設置している。 ・聴覚障害者への対応として筆談での窓口対応を行っている。
当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。	市役所各課に対し、イベント等への手話通訳者・要約筆記者の派遣について周知を行った。	市役所各課に対し、イベント等への手話通訳者・要約筆記者の派遣について周知を行った。
全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、介護負担の軽減や社会で孤立しないよう関係機関と連携を図ります。	・東松山市社会福祉協議会を含めたケアラー・ヤングケアラー市内連携会議を開催し連携を図っている。 ・市広報紙等でケアラー・ヤングケアラーについて周知を図ると共に、介護保険サービスや障害福祉サービス等必要なサービスにつなげる支援を行っている。	・東松山市社会福祉協議会を含めたケアラー・ヤングケアラー市内連携会議を開催し連携を図っている。 ・市広報紙等でケアラー・ヤングケアラーについて周知を図ると共に、介護保険サービスや障害福祉サービス等必要なサービスにつなげる支援を行っている。 ・令和4年度に子育て支援課において、関係機関向けの研修会を実施し、関係機関と連携を図っている。

公共施設の設計に当たっては、法的な基準に加えて埼玉県福祉まちづくり条例に準拠したものとします。あわせて、計画・設計段階関係者の意見や助言を聞く場を設けます。	<管財課> 福祉のまちづくり条例に準拠した設計を行い、施設管理者及び担当課等の意見を参考に設計した。	<管財課> 福祉のまちづくり条例に準拠した設計を行い、施設管理者及び担当課
生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。	令和5年度は建築主からの要請はなかった。	令和4年度は建築主からの要請はなかった。
自治会集会所について、障害のある人に配慮した環境整備・改善支援を行います。	<地域支援課> 令和5年度 32自治会で自治会集会所施設の改修等を実施。(補助金総額7,661,000円) そのうち、バリアフリーに関する改修は2自治会 (玄関入口の段差を軽減、玄関外階段に手すりを設置)	<地域支援課> 令和4年度 21自治会で自治会集会所施設の改修等を実施。(補助金総額7,661,000円) そのうち、バリアフリーに関する改修は2自治会(玄関入口の段差を軽減、玄関外階段に手すりを設置)
ユニバーサルデザインの考え方のもと、障害のある人に配慮し、すべての人に優しい生活関連施設の環境整備・改善が進むよう、事業者に対し働きかけを行うとともに、市民への啓発活動を行います。	<住宅建築課> 窓口や相談業務の中で、建築物を建築する建築主や事業者に対し、バリアフリー法や埼玉県建築物バリアフリー条例を遵守するよう指導し、併せて埼玉県福祉まちづくり条例に関する周知を行った。	<住宅建築課> 窓口や相談業務の中で、建築物を建築する建築主や事業者に対し、バリアフリー法や埼玉県建築物バリアフリー条例を遵守するよう指導し、併せて埼玉県福祉まちづくり条例に関する周知を行った。
当事者や市民団体などと連携しながら、公共施設や生活関連施設における障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。	・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトの案内チラシを商工会商業部1,700社に配布した。 ・特別支援学校PTAや市民団体と意見交換を実施した。	・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトの案内チラシを商工会商業部1,700社に配布した。 ・特別支援学校PTAや市民団体と意見交換を実施した。
公共施設の改修の際には、バリアフリー化を行います。	<管財課> 令和5年度は、新たにバリアフリー化が図れる公共施設の修繕はなかった。	<管財課> 令和4年度は、新たにバリアフリー化が図れる公共施設の修繕はなかった。
事業者のノンステップバスの導入に対して助成します。	<地域支援課>【令和5年度】 大型1台(東松山駅～免許センター) 135,000円	<地域支援課>【令和4年度】 大型1台(東松山駅～免許センター) 135,000円 大型1台(高坂駅～鳩山ニュータウン)545,000円
鉄道事業者に対し、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修を働きかけます。	<政策推進課> 東松山駅及び高坂駅の安全性向上に資する取組として、内方線付き点状ブロックの設置については平成29年度実施済み。転落防止のためのホームドアの設置については例年依頼を継続している。	<政策推進課> 東松山駅及び高坂駅の安全性向上に資する取組として、内方線付き点状ブロックの設置については平成29年度実施済み。転落防止のためのホームドアの設置については例年依頼を継続している。
	目標3 関連実績 ○自治会集会所施設改修実績 改修等:32自治会で実施 そのうち、バリアフリーに関する改修は2自治会(玄関入口の段差を軽減及び手すりを設置:2件) ○ノンステップバス導入費助成実績:大型1台(東松山駅～免許センター)	目標3 関連実績 ○自治会集会所施設改修実績 改修等:21自治会で実施 そのうち、バリアフリーに関する改修は2自治会(玄関入口の段差を軽減及び手すりを設置:2件) ○ノンステップバス導入費助成実績:大型2台(東松山駅～免許センター)
移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。	<地域支援課>【令和5年度】 デマンドタクシー利用者実績:全体65,309件 障害者割引適用:3,062件(4.7%) <障害者福祉課> 平成28年度からデマンドタクシーを開始したほか、当事者から要望のあった自動車燃料購入費助成制度について検討し、平成30年度から導入し継続している。	<地域支援課>【令和4年度】 デマンドタクシー利用者実績:全体65,770件 障害者割引適用:3,062件(4.7%) <障害者福祉課> 平成28年度からデマンドタクシーを開始したほか、当事者から要望のあった自動車燃料購入費助成制度について検討し、平成30年度から導入した。
地域での見守り活動などの必要性について、引き続き啓発活動を行います。	民生委員・児童委員に対し、きらめき出前講座等で、地域での見守り活動などの必要性について、啓発活動を行った。	民生委員・児童委員に対し、きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービス」を開催し、地域での見守り活動などの必要性について、啓発活動を行った。
	目標4 関連実績 ○デマンドタクシー利用者実績…全体65,309件 障害者割引適用:3,062件(4.7%) ○福祉タクシー利用料金助成事業交付実績…354名 ○自動車燃料購入費助成事業交付実績…748名 ○きらめき出前講座…実施回数:5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名)	目標4 関連実績 ○デマンドタクシー利用者実績…全体65,770件 障害者割引適用:3,062件(4.7%) ○福祉タクシー利用料金助成事業交付実績…358名 ○自動車燃料購入費助成事業交付実績…725名 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」1回103名)

こと。		シ、ガイドブックなどによる情報提供を実施します。 業所等にチラシの配架を依頼し周知した。 ・広報紙、市ホームページ、ガイドブックにより情報を提供している	
	2. 相談支援事業の意義と活用について周知を行い、利用の促進を図ります。	・東松山市地域自立支援協議会の活動を通じた周知、障害者福祉課の窓口や関係各課からの情報提供を受け、随時利用の促進を図っている。	東松山市地域自立支援協議会の活動を通じて周知を行い、障害者福祉の情報提供にて利用の促進を図っている。
	3. 聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。	・障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置しているほか、来庁者が多い部署に電子メモパッドを配置し、コミュニケーション支援を行っている。令和5年度には電子メモパッドにコミュニケーション支援アプリ(会話によるコミュニケーションに支援が必要な方と、文字やイラストを指し示すことにより意思疎通を図るもの)を導入し活用を進めている。 ・ワクチン接種に係る通知について、視覚障害のある人に対し、個別に点字文書で通知を発送した。	・障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置しているほか、来庁者が多い部署にコミュニケーション支援アプリ(会話によるコミュニケーションに支援が必要な方と、文字やイラストを指し示すことにより意思疎通を図るもの)を導入し活用を進めている。 ・ワクチン接種に係る通知について、視覚障害のある人に対し、個別に点字文書で通知を発送した。
	【新規】4. きらめき出前講座や相談支援事業、ガイドブック等を通じて、障害のある人のSNSから起こるトラブルについて、当事者や家族、障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等に周知を図ります。	・消費者トラブルに係る相談窓口をガイドブックに掲載したほか、きらめき出前講座でも周知を図った。	・消費者トラブルに係る相談窓口をガイドブックに掲載したほか、巡回して広報紙に掲載した。 ・きらめき出前講座でも周知を図った。
		目標1 関連実績 ○当事者グループ…東松山市手をつなぐ育成会、車いす友の会 ○東松山障害者進路支援連絡会議 キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 ○障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議 巡回相談支援…市内小中学校8校16回 ○意思疎通支援員とは…聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図る事に支障がある障害者が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援するものとする。 ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:330件	目標1 関連実績 ○当事者グループ…レク・クラブ くれよん、東松山市手をつなぐ育成会、車いす友の会 ○東松山障害者進路支援連絡会議 キャリアデザインフォーラム…参加者数:13名 ○障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議 巡回相談支援…市内小中学校8校16回 ○意思疎通支援員とは…聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図る事に支障がある障害者が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援するものとする。 ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:414件
るこ いた	【変更】1. 手帳の交付から1年程度の当事者に対しては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と連携し、当事者の状況を把握します。	手帳交付から1年経過し、支援の関わりがない人(65歳未満)に対し、電話で状況を把握した(身体障害20名、知的障害7名)。早急な対応が必要な人はいなかったが、状況を確認し、制度説明や相談窓口の紹介、受診勧奨等を行った。	手帳交付から1年経過し、支援の関わりがない人(65歳未満)に対し、電話で状況を把握した(身体障害19名、知的障害9名)。早急な対応が必要な人は0名だったが、制度説明や相談窓口の紹介、受診勧奨等を行った。
	2. 職員の面接技術の向上などを図りながら、相談しやすい環境づくりを進めます。	障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置しているほか、各種研修に職員が参加し面接技術の向上を図った。	障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置しているほか、各種研修に職員が参加し面接技術の向上を図った。
	3. 乳幼児の関わりから、子どもの発達特性に応じ、保健センター、子育て支援センターや相談支援事業者など関連機関が連携することで、継続的な相談支援の流れをつくります。また、子育て支援センターにおいても障害に関する相談に対応します。	＜子育て支援課＞＜障害者福祉課＞ 乳幼児の段階から児童の特性に応じ関係機関が連携している。また、療育支援事業の一環として子育て支援センターにおいて障害に関する相談を行っている。 実施回数:26回 相談件数:142件 相談員:発達支援相談員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理士 ・令和6年4月から開設予定の児童発達支援センターの入り口機能について、関連する部門と調整を図った。	＜子育て支援課＞＜障害者福祉課＞ 乳幼児の段階から児童の特性に応じ関係機関が連携している。また、療育支援事業の一環として子育て支援センターにおいて障害に関する相談を行っている。 実施回数:25回 相談件数:123件
	4. 基幹相談支援センター事業を通じ、相談支援事業者の技術向上を図ります。	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修を行った。 開催回数:2回 参加人数:66名	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修を行った。 開催回数:2回 参加人数:51名
	5. 地域自立支援協議会において、地域の相談支援事業の評価を行い、課題解決に向けて協議を行います。	比企地域自立支援協議会にて委託相談支援事業の実績報告を受けるとともに、委託相談支援事業所連絡会で、行政職員と委託相談支援事業所が委託相談業務の進め方を話し合っている。また、障害福祉計画の中でサービスの利用状況等も含めた評価を行い、課題解決に向けて相談支援事業所連絡会議等で協議を行っている。	比企地域自立支援協議会にて委託相談支援事業の実績報告を受けるとともに、委託相談支援事業所連絡会で、行政職員と委託相談支援事業所が委託相談業務の進め方を話し合っている。また、障害福祉計画の中でサービスの利用状況等も含めた評価を行い、課題解決に向けて相談支援事業所連絡会議等で協議を行っている。
		目標2 関連実績 ○意思疎通支援員とは…聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図る事に支障がある障害者が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援するものとする。 ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:330件 ○子育て支援センター(ソーレ・マーレ)障害に関する相談…実施回数:26回 相談件数142件 相談員:発達支援相談員(ハロークリニック)、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師 ○基幹相談支援センター事業…研修実施回数:2回 延べ参加者数:66名 ○委託相談支援事業所連絡会議…実施回数:12回	目標2 関連実績 ○意思疎通支援員とは…聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図る事に支障がある障害者が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援するものとする。 ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:414件 ○子育て支援センター(ソーレ・マーレ)障害に関する相談…実施回数:25回 相談件数123件 相談員:発達支援相談員(ハロークリニック)、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師 ○基幹相談支援センター事業…研修実施回数:2回 延べ参加者数:51名 ○委託相談支援事業所連絡会議…実施回数:11回

ポ を ひ と 公	2. 障害者福祉担当課と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。	支援事業所等にチラシの配架を依頼し周知した。(一部再掲)	特別支援学校PTA、東松山市聴覚障害者会と意見交換を行った。	特別支援学校PTA、東松山市聴覚障害者会と意見交換を行った。
	3. きらめき出前講座等により、当事者グループへ制度やサービスの情報提供を行います。	・特別支援学校PTA、東松山市聴覚障害者会等と意見交換を行い、サービス等の情報提供を行った。 ・きらめき出前講座…実施回数:5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名)	・特別支援学校PTA、東松山市聴覚障害者会等と意見交換を行い、サービス等の情報提供を行った。 ・きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名)	・特別支援学校PTA、東松山市聴覚障害者会等と意見交換を行い、サービス等の情報提供を行った。 ・きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名)
	4. 相談支援事業所にピアカウンセラーを配置します。	総合福祉エリア相談支援事業所及び西部・比企地域支援センターにピアカウンセラー2名を配置している。	総合福祉エリア相談支援事業所及び西部・比企地域支援センターにピアカウンセラー2名を配置している。	総合福祉エリア相談支援事業所及び西部・比企地域支援センターにピアカウンセラー2名を配置している。
		目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの懇談会…実施回数:2回 ○手話言語条例に基づく協議の場…実施回数3回 ○きらめき出前講座…実施回数:5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)	目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの市長懇談会…実施回数:1回 ○東松山市聴覚障害者会との意見交換…実施回数:2回 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)	目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの市長懇談会…実施回数:1回 ○東松山市聴覚障害者会との意見交換…実施回数:2回 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)
		目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの懇談会…実施回数:2回 ○手話言語条例に基づく協議の場…実施回数3回 ○きらめき出前講座…実施回数:5回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名・「障害への理解」4回103名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)	目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの市長懇談会…実施回数:1回 ○東松山市聴覚障害者会との意見交換…実施回数:2回 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)	目標3 関連実績 ○特別支援学校PTAとの市長懇談会…実施回数:1回 ○東松山市聴覚障害者会との意見交換…実施回数:2回 ○きらめき出前講座…実施回数:4回(「私たちのまちの障害者福祉サービス」1回8名) ○ピアカウンセラー…設置事業所数:2事業所(東松山市社会福祉協議会、社会福祉法人昴)
判断 こと。 障害 活用 に るこ	【変更】1. 東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。(再掲)	<社会福祉課> 5月29日の成年後見推進懇談会において、市民後見人の養成を行うこととし、令和6年度から予算化した。また、成年後見センターを中核機関として位置付けることとした。	<社会福祉課> 令和5年3月に東松山市成年後見推進懇談会を開催し、中核機関の役割を明確化し、支援体制の強化を図る。また、成年後見センターを中核機関として位置付けることとした。	<社会福祉課> 令和5年3月に東松山市成年後見推進懇談会を開催し、中核機関の役割を明確化し、支援体制の強化を図る。また、成年後見センターを中核機関として位置付けることとした。
	2. 意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人への対応を進めます。	・手話通訳者派遣事業実績は、利用登録者68名、実利用者39名、派遣件数は741件であった。 ・要約筆記者の派遣事業の実績は派遣件数4件(うち団体3件)、派遣人数18名であった。	・手話通訳者派遣事業実績は、利用登録者66人、実利用者38人、派遣件数は741件であった。 ・要約筆記者の派遣事業の実績は派遣件数3件(うち団体2件)、派遣人数18名であった。	・手話通訳者派遣事業実績は、利用登録者66人、実利用者38人、派遣件数は741件であった。 ・要約筆記者の派遣事業の実績は派遣件数3件(うち団体2件)、派遣人数18名であった。
	3. 障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を活用して、虐待や権利の侵害に対応します。	虐待通報:33件(養護者:18件、施設従事者:14件、使用者:1件)。うち26件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのは1件だった。	虐待通報:18件(養護者16件、施設従事者2件)。うち7件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのはなかった。	虐待通報:18件(養護者16件、施設従事者2件)。うち7件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのはなかった。
	4. 障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を利用しやすいよう工夫します。	障害者虐待防止センターと障害者差別に関する相談窓口の電話番号を同一とし、市HP、障害福祉ガイドに掲載した。	障害者虐待防止センターと障害者差別に関する相談窓口の電話番号を同一とし、市HP、障害福祉ガイドに掲載した。	障害者虐待防止センターと障害者差別に関する相談窓口の電話番号を同一とし、市HP、障害福祉ガイドに掲載した。
	5. 障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門が連携し虐待対応を行います。	・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に出席し、連携を強化した。 ・要保護児童対策協議会に障害者福祉課職員が参加したほか、個別ケースごとに担当者が連携を図り支援にあたっている。	・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に出席し、連携を強化した。 ・要保護児童対策協議会に障害者福祉課職員が参加したほか、個別ケースごとに担当者が連携を図り支援にあたっている。	・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に出席し、連携を強化した。 ・要保護児童対策協議会に障害者福祉課職員が参加したほか、個別ケースごとに担当者が連携を図り支援にあたっている。
	6. きらめき出前講座の実施などにより、障害のある人の権利擁護についての理解の促進を図ります。	・きらめき出前講座の開催や広報紙、市ホームページにおいて、市民へ権利擁護の理解促進を図っている。 ・基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施した。 参加人数:20名	・きらめき出前講座の開催や広報紙、市ホームページにおいて、市民へ権利擁護の理解促進を図っている。 ・基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施した。 参加人数:9名	・きらめき出前講座の開催や広報紙、市ホームページにおいて、市民へ権利擁護の理解促進を図っている。 ・基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施した。 参加人数:9名
	7. 障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議を行います。	障害者差別解消支援地域協議会を1回開催した。	障害者差別解消支援地域協議会を1回開催した。	障害者差別解消支援地域協議会を1回開催した。
	【変更】8. 障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令に基づき、障害のある人の権利を擁護します。	虐待通報:33件(養護者:18件、施設従事者:14件、使用者:1件)。うち26件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのは1件だった。(再掲)	虐待通報:18件(養護者16件、施設従事者2件)。うち7件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのはなかった。(再掲)	虐待通報:18件(養護者16件、施設従事者2件)。うち7件について、立ち入り調査や面談等事実確認を実施し、虐待と認められたのはなかった。(再掲)
		目標4 関連実績 ○市成年後見センター支援実績…普及啓発:29件、相談支援:237件、関係機関連携:83件、アドバイザー相談:13件 ○手話通訳者派遣事業実績…利用登録者:68名、実利用者:39名、延べ派遣件数:741件 ○要約筆記者派遣事業実績…派遣件数:4件(うち団体3件)、派遣人数18名 ○差別に関する相談窓口…障害者福祉課、人事課、学校教育課 ○虐待通報件数…33件(養護者:18件、施設従事者:14件、使用者:1件) ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…実施回数:1回 参加者数:20名(障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等) ○障害者差別解消支援地域協議会…実施回数:1回 差別事例:2件	目標4 関連実績 ○市成年後見センター支援実績…普及啓発:20件、相談支援:259件、アドバイザー相談:14件 ○手話通訳者派遣事業実績…利用登録者:66名、実利用者:38名、延べ派遣件数:741件 ○要約筆記者派遣事業実績…派遣件数:3件(うち団体2件)、派遣人数18名 ○差別に関する相談窓口…障害者福祉課、人事課、学校教育課 ○虐待通報件数…18件(養護者:16件、施設従事者:2件) ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…実施回数:1回 参加者数:59名(障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等) ○障害者差別解消支援地域協議会…実施回数:1回 差別事例:0件	目標4 関連実績 ○市成年後見センター支援実績…普及啓発:20件、相談支援:259件、アドバイザー相談:14件 ○手話通訳者派遣事業実績…利用登録者:66名、実利用者:38名、延べ派遣件数:741件 ○要約筆記者派遣事業実績…派遣件数:3件(うち団体2件)、派遣人数18名 ○差別に関する相談窓口…障害者福祉課、人事課、学校教育課 ○虐待通報件数…18件(養護者:16件、施設従事者:2件) ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…実施回数:1回 参加者数:59名(障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等) ○障害者差別解消支援地域協議会…実施回数:1回 差別事例:0件

1. 法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。	＜障害者福祉課＞ ・基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施した。 参加人数：20名 ・成年後見制度利用支援事業として、申立てに係る支援及び報酬助成を継続実施している。	＜障害者福祉課＞ ・基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施した。 参加人数：29名 ・成年後見制度利用支援事業として、申立てに係る支援及び報酬助成を継続実施している。
2. 市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。	＜社会福祉課＞ ・広報紙、市ホームページ、出前講座により制度の周知を図った。 ・成年後見センターで実施する研修会については、関係機関へメールで参加案内を送付した。	＜社会福祉課＞ ・広報紙、市ホームページ、出前講座により制度の周知を図った。 ・成年後見センターで実施する研修会については、関係機関へメールで参加案内を送付した。
3. 市内の社会福祉法人等に法人後見の実施を働きかけます。	基幹相談支援センター事業により、寄居町成年後見支援センターの職員を講師とした法人後見・市民後見の取組に関する研修会を実施した。 参加人数：20名	基幹相談支援センター事業により、埼玉県権利擁護センターを講師とした法人後見・市民後見の取組に関する研修会を実施した。 参加人数：59名
4. 基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人育成や啓発の研修会を実施します。	基幹相談支援センター事業により、寄居町成年後見支援センターの職員を講師とした法人後見・市民後見の取組に関する研修会を実施した。参加人数：20名	基幹相談支援センター事業により、埼玉県権利擁護センターを講師とした法人後見・市民後見の取組に関する研修会を実施した。参加人数：59名
	目標5 関連実績 ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…実施回数：1回 参加者数：20名（障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等） ○市長申立て件数…障害者：0名 高齢者：4名 ○申立て費用助成件数…障害者：0件 高齢者：0件 ○後見人等報酬助成件数…障害者：3件（内 市長申立者0件） 高齢者：4件（内 市長申立者1件）	目標5 関連実績 ○基幹相談支援センター事業による障害者虐待防止や法人後見等に関する研修会…実施回数：1回 参加者数：59名（障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等） ○市長申立て件数…障害者：0名 高齢者：1名 ○申立て費用助成件数…障害者：0件 高齢者：0件 ○後見人等報酬助成件数…障害者：4件（内 市長申立者1件） 高齢者：5件（内 市長申立者1件）
1. 基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう研修を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。	・基幹相談支援センターにて障害者相談支援従事者研修を2回行い延66名が参加した。 ・相談支援事業所等からの相談を119件（比企広域）受けた。	・基幹相談支援センターにて障害者相談支援従事者研修を2回行い延66名が参加した。 ・相談支援事業所等からの相談を132件（比企広域）受けた。
2. 障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門の連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりを行います。また、埼玉県の発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を進めます。	・個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会等の取組にて、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。 ・ひきこもり者への支援としてひきこもり等支援連絡会議や発達障害者支援センターが開催する研修会に参加し、連携を進めた。 ・令和6年4月から開設予定の児童発達支援センターの入り口機能について、関連する部門と調整を図った。	・個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会等の取組にて、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。 ・ひきこもり者への支援としてひきこもり等支援連絡会議や発達障害者支援センターが開催する研修会に参加し、連携を進めた。
3. 入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。（再掲）	・全施設入所者82名に対し、モニタリングに合わせた地域移行に関する聞き取り調査を実施し、70名から回答を得た結果、総合的な地域移行の可能性のある人は13名だった。 ・地域生活の場の一つである共同生活援助（グループホーム）事業所が1事業所開設した。	・相談支援事業所連絡会議で入所者に対する聞き取り調査を試行的に実施した。 ・地域生活の場の一つである共同生活援助（グループホーム）事業所が1事業所開設した。
	目標6 関連実績 ○基幹相談支援センター事業による相談支援事業所等を対象とした研修会…実施回数：2回 延べ参加者数：66名 ○基幹相談支援センターによる相談支援事業所等からの相談対応件数…119件（比企全体） ○全施設入所者に対する地域移行に関する聞き取り調査の実施 ○障害者支援施設からの地域移行者数…0名 ○市内における新規共同生活援助事業所開所件数…1事業所（44事業所→45事業所）	目標6 関連実績 ○基幹相談支援センター事業による相談支援事業所等を対象とした研修会…実施回数：2回 延べ参加者数：51名 ○基幹相談支援センターによる相談支援事業所等からの相談対応件数…119件（比企全体） ○障害者支援施設からの地域移行者数…0名 ○市内における新規共同生活援助事業所開所件数…3事業所（41事業所→44事業所）

コミュニケーション 実すること	2. 障害の特性に応じた技能の取得やコミュニケーション手段の取得訓練の支援を行います。	練習やコミュニケーション手段の取得訓練を行うサービスがある。R5の実績はないが、希望する場合にはサービスの支給決定を通して支援を行う。	練習やコミュニケーション手段の取得訓練を行うサービスがある。R4の実績はないが、希望する場合にはサービスの支給決定を通して支援を行う。
	3. 手話は言語であるという認識に基づき、聞こえない人と聞こえる人が手話により、意思疎通を行い、共生することを目指します。また、手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を行い、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	・手話奉仕員養成講座を開催し、31名が講座を修了した。 ・手話通訳者派遣事業の実績は利用登録者68名、実利用者39名、派遣件数は741件であった。	・手話奉仕員養成講座を開催し、14名が講座を修了した。 ・手話通訳者派遣事業の実績は利用登録者66名、実利用者38名
	4. 市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行います。	・障害者福祉課窓口に意思疎通支援員を設置し、主に聴覚障害のある人のコミュニケーション支援にあたっている。 ・来庁者が多い部署に電子メモパッドを配置しコミュニケーション支援を行っている。令和5年度には電子メモパッドにコミュニケーション支援アプリ(会話によるコミュニケーションに支援が必要な方と、文字やイラストを指し示すことにより意思疎通を図るもの)を導入し活用を進めている。	・障害者福祉課窓口に意思疎通支援員を設置し、電子メモパッドや... ...している。 ・来庁者が多い部署に電子メモパッドを配置しコミュニケーション支援
		目標1 関連実績 ○日常生活用具見直し実績なし(R4に見直し一部拡大。継続実施) ○自立訓練(機能訓練)実績なし ○手話奉仕員養成講座…開催回数:32回 受講者数:36名 修了者数:31名 ○手話通訳者派遣事業実績…利用登録者:68名、実利用者:39名、延べ派遣件数:741件 ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:330件	目標1 関連実績 ○日常生活用具見直し実績あり(施設入所者も対象となるよう一部... ○自立訓練(機能訓練)実績なし ○手話奉仕員養成講座…開催回数:32回 受講者数:19名 修了... ○手話通訳者派遣事業実績…利用登録者:66名、実利用者:38名... ○意思疎通支援員支援対応実績…延べ件数:414件
し、障害 と。	1. 障害のある人が、自主防災組織や防犯組織、自治会などと適切な関係を築けるよう、支行政情報について、広報紙の点字版や音声版及びデジ版の作成、SNSや動画を配信し、情報提供サービスの充実を図ります。	<広報広聴課> 広報紙の点字版や音声版を作成し、障害特性等に配慮した情報提供をしてる。	<広報広聴課> 広報紙の点字版や音声版を作成し、障害特性等に配慮した情報提
	2. 障害福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、分かりやすい言葉を使うなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。	東松山市障害者福祉計画及び東松山市障害福祉計画・障害児福祉計画にユニボイスを貼付している。	東松山市障害者福祉計画及び東松山市障害福祉計画・障害児福祉
	3. 電話リレーサービス等の利用を促進し、障害のある人の情報の受発信を支援し、情報に関する相互交流を進めます。	令和4年度に意思疎通支援事業利用登録者に対し、電話リレーサービス利用登録会の案内を個別に送付し、周知を図ることで利用を促進し、令和5年度は転入者に対し個別に案内した。	意思疎通支援事業利用登録者に対し、電話リレーサービス利用登録... ...を図ることで利用を促進した。
	4. 大活字図書・点字図書等の利用しやすい書籍を充実させるなど、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を行います。	<生涯学習課> ・大活字図書の購入 ・比企広域電子図書館を1市6町で運営し、読み上げ機能、文字の拡大機能等のある電子書籍を提供 ・[重度身体障害等があり図書館への来館が困難な人への取組として、家庭配本サービスを実施 配本回数12回、貸出冊数101冊、利用人数1名	<生涯学習課> ・大活字図書の購入 ・比企広域電子図書館を1市6町で運営し、読み上げ機能、文字の... ...に困難な障害のある方へ提供した。 ・家庭配本サービスの実施。(重度身体障害があり、図書館への来... 配本回数12回、貸出冊数100冊、利用人数1名
	5. 市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組めます。	<広報広聴課> 日本産業規格(JIS規格)に基づき、情報弱者等にとって見やすい、分かりやすい、使いやすいホームページになるよう管理している。	<広報広聴課> 日本産業規格(JIS規格)に基づき、情報弱者等にとって見やすい、... ...ページになるよう管理している。
	6. 洪水・地震等の大規模災害が発生したときのほか、光化学スモッグ注意報が発令されたとき等は、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんふおメール、テレホンサービス等にて、情報を発信します。	<危機管理防災課> ・避難情報等について、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんふおメール、テレホンサービス等にて、情報を発信した。 ・避難所の混雑状況をわかりやすく周知するため「ひがしまつや避難所アプリ」を運用した。	<危機管理防災課> ・避難情報等について、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山い... ...等にて、情報を発信した。 ・避難所の混雑状況をわかりやすく周知するため「ひがしまつや避難
	7. 災害発生等により避難所等で生活する障害のある人やその家族に対し、必要な支援や情報伝達、配慮を行います。	<危機管理防災課> ・各避難所に要配慮者のスペースを計画するとともに、ダンボールベットやピクトグラムなど要配慮者等に必要なと思われる物資を各防災倉庫に備蓄した。 ・要配慮者等が、周囲に支援が必要であることが示すための「災害時ヘルプカード」を整備した。	<危機管理防災課> ・各避難所に要配慮者のスペースを計画するとともに、ダンボールベ... ...等に必要なと思われる物資を各防災倉庫に備蓄した。 ・要配慮者等が、周囲に支援が必要であることが示すための「災害
		目標2 関連実績 ○点字版広報、音声版広報の作成 ○障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画にユニボイスを貼付 ○読書環境の整備…大活字図書の購入、家庭配本サービスの実施、電子図書館の運営 ○災害時情報発信…ひがしまつやま避難所アプリを運用 ○避難時要配慮者支援…物資の備蓄、災害時ヘルプカードの整備	目標2 関連実績 ○点字版広報、音声版広報の作成 ○電話リレーサービス利用登録会案内を個別送付 ○障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画にユニボイスを貼付... ○読書環境の整備…大活字図書の購入、家庭配本サービスの実施... ○災害時情報発信…ひがしまつやま避難所アプリの運用を開始... ○避難時要配慮者支援…物資の備蓄、災害時ヘルプカードの整備